

令和2年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第8日（令和2年12月14日 火曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 報告第16号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）」から報告第18号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」までの報告3件及び議案第80号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」から議案第95号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」までの議案16件、計19件を一括議題

日程第2 一般質問

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤真君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 窪内研介君 局長補佐 中嶋由美君

議事係主幹 佐野 舞 君 主 任 生原ひさよ 君
主 幹 中島 史博 君

~~~~・~~~~・~~~~

#### 出席要求による出席者

|                        |         |         |         |
|------------------------|---------|---------|---------|
| 市 長                    | 泥谷 光信 君 | 副 市 長   | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長         | 戎井 大城 君 | 企画財政課長  | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 中津 健一 君 | 危機管理課長  | 倉松 克臣 君 |
| 消 防 長                  | 宮上 眞澄 君 | 市 民 課 長 | 中津 恵子 君 |
| まちづくり対策課長              | 中尾 吉宏 君 | 観光商工課長  | 二宮 眞弓 君 |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長   | 和泉 政彦 君 | じんけん課長  | 早川 聡 君  |
| 教 育 長                  | 弘田 浩三 君 | こども未来課長 | 伊藤 牧子 君 |
| 生涯学習課長                 | 田村 五鈴 君 |         |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和2年土佐清水市議会定例会12月会議第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、報告第16号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）」から報告第18号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」までの報告3件及び議案第80号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」から議案第95号「土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について」までの議案16件、計19件を一括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 皆さんおはようございます。会派市民のこえの前田晃です。

早速ですが、議案第85号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について」の

質疑をさせていただきます。

初めに、この同和行政につきましては、皆さん御承知のように特別措置法の下での同和対策によって、旧同和地区の住環境や生活実態での低位性や格差が改善され、また、経済成長に伴う産業構造の変化や人口移動で混住や社会的な交流が大きく進んだことなどにより、2002年—平成14年、特別対策の役割は終了したとして、33年間続いた同和の特別対策を終結し、一般行政に移行してきたという経過があります。

提出されております議案第85号につきましては、再び同和問題を特別扱いすることにより、部落問題解決に向けて特別行政から一般行政へと移行してきたこれまでの同和行政の歴史を元に戻し、部落問題の解決を遅らせてしまうことになるのではないかと懸念されています。丁寧な説明を要する条例案を提出しております執行部には説明責任をしっかりと果たしていただき、こういった懸念を払拭するような誠実で明快な答弁をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1回目は全て所管のじんけん課長にお尋ねいたします。11問ほどお尋ねします。

まず1つ目は、今回の条例案の提出はじんけん課独自の判断によるものなのか、それとも市民あるいは運動団体等の要請があつて提出に至ったものであるのかお伺いしたいと思います。

2つ目は、この条例案は20年前に制定した条例の全面改正ということですがけれども、頂いた説明資料、条例の新旧対照表ですね、これによりますと、この間の人権を取り巻く社会情勢の変化と新たな人権課題が増えたことが改正の理由だということのようです。では、どのような社会情勢の変化があつたのか、また、新たな人権課題とは何か、その点をお伺いしたいと思います。

3つ目は、この条例案の一番の根拠になっております部落差別の解消の推進に関する法律についてお尋ねいたします。提出されております条例案は、ほぼこの法律の内容、すなわち相談体制、教育・啓発、実態調査など、この法律の内容に基づいて条文が作成されていて、言わばこの法律の地方版であると言えます。じんけん課はこの法律を重視しておりまして、このピンク色の紹介パンフレット、私も読ませていただきましたけれども、作成をして、市民の皆さんに配布しております。

しかし、この紹介パンフでは触れてはいませんけれども、実はこの法律には附帯決議がつけられておりまして、法律は成立したけれど、実際の運用ではこの附帯決議に沿った対応が求められるということになります。

そこで、この法律の附帯決議の内容と附帯決議がつけられた理由についてお伺いしたいと思います。

4つ目です。4つ目は条例の条文に関わってお尋ねします。

まず、前文には同和問題をはじめ、幾つかの人権課題を挙げて、現実社会には人権の問題が依然として存在しているとありますけれども、なぜ人権侵害の問題が依然として残っているのか。この間、かなり取組は進めてきたと思いますけれども、その原因、理由がどこにあるのか。それをじんけん課長、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

5つ目は、これも前文ですけれども、同和問題、女性、子供、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認などの人権課題や分野での例示がありますけれども、本市ではそれぞれにおいてどのような人権侵害の事例があるのかお伺いしたいと思います。事例がある場合はその事例を、ない、または確認できない、分からない場合はない、分からないと1つずつお答えいただきたいと思います。

6つ目です。これも前文に関わってお尋ねします。前文には「人権について正しく理解した上で、差別を許さないという意思と行動を示し」とありますけれども、ここでいう人権問題についての正しい理解とはどんな理解だと課長はお考えでしょうか。また、そこで言う差別とは何か、その定義と、そしてその差別の判定・判断を誰がするのか、どうお考えになるかお伺いしたいと思います。

7つ目は、第1条の目的についてお尋ねいたします。第1条には「同和問題の早期解決のため部落差別の撤廃とあらゆる人権に関する問題への取組を積極的に推進し」とありますけれども、そのまま素直に読みますと、ほかのあらゆる人権問題より同和問題を優先しているように読み取れるわけですが、ここで言う同和問題とあらゆる人権に関する問題とはどのような関係にあるのか、そのお考えをお伺いしたいと思います。

8つ目は、第2条の人権施策とは、どのような施策なのかお伺いいたします。

9つ目、これは第4条、人権を尊重する社会づくり行動計画を新たな条文として加えた理由をお伺いいたします。

10番目、第7条2項で「あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、必要な相談体制の充実に努める」とありますけれども、相談体制をどのように充実させるのかお伺いしたいと思います。

最後は、8条2項で人権を尊重する社会づくり協議会が市長に意見を述べるができるという文言を新たに付け加えておりますけれども、その理由をお伺いします。また、現在もありますけれども、協議会のメンバーとメンバー選定の基準についてお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

じんけん課長。

(じんけん課長 早川 聡君自席)

○じんけん課長(早川 聡君) 質問が多岐にわたっておりますので、多少時間がかかるかと思いますが御答弁させていただきたいと思っております。

まず1点目の条例案の提出の判断ですが、じんけん課の判断でございます。

2点目の条例改正の理由の中での社会情勢の変化とは、近年におきましては情報化の進展に伴ってインターネット上での悪質な書き込み、真実ではない情報の流布による誹謗中傷などの人権侵害や外国人に対するヘイトスピーチなど、新たな課題が生じております。また、平成28年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が相次いで施行されるなど、近年差別の解消及び人権施策の推進に向けた法律整備が進んだことを指しております。

条例の改正理由の新たな課題であります。新たな人権課題とは、人権を尊重する社会づくり行動計画2012では、市民の身近な人権課題として、同和問題、女性、子供、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者等の7つの人権課題でありましたが、現在では、高知県と同じく新たに犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認の4つを加えた11を市民に身近な人権課題として捉えております。

3点目の「部落差別解消の推進に関する法律」の附帯決議の内容であります。附帯決議について読ませていただきます。

衆議院法務委員会の附帯決議につきましては、「政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること」との内容で決議されております。

また、参議院法務委員会の附帯決議につきましては、「国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである」として、1つ目に、「部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること」。2、「教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること」。3点目で、「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」との内容で決議されております。

す。

附帯決議のつけられた理由につきましては、国会での議論のことでもありますので、質疑は提案された議案に対しまして、内容や不明な点を聞くことであると認識していることから、質疑にそぐわない質問であると考えますので答弁は控えさせていただきます。

4点目ではありますが、前文に示されている人権課題や分野において、人権侵害の問題が依然として存在している理由についてであります。お答えいたします。

人権侵害（差別）をする人がいるから人権侵害（差別）をされる人がいるということであり、だから、人権侵害の問題が依然として存在しているということだと考えております。

また、人権侵害（差別）であるとの認識がない、気づかないまま差別をしてしまっている人、人権侵害（差別）をされているとの認識がない、気づかないまま差別をされている人などもおられるのではないかと考えております。

私たちの周りには、様々なうわさや勘違い、因習などがあります。また、私たち自身も気づかないうちに思い込みを持ってしまったり、誤った知識や認識を持たないという保証はありません。ふだんは表に出ないこれらの意識が様々な問題に直面したときに偏見や差別として表面化するのではないかと、また、そのような差別に気づかなかったり、自分とは関係ないことと思いついてしまうのではないかと考えております。そうならないために、様々な人権問題について、誰かのことではなく自分のこととして人権について認識を深めていくことが、正しく理解することであると認識しております。

前文に示されておる同和問題から性的指向・性自認などを含めて、本市でどのような人権侵害があるのかということについて、お答えいたします。

本市の中でも、それぞれの人権課題で人権侵害があると思っておりますが、本市として人権侵害として確認しているのは、同和問題に関わり、2002年—平成14年3月末の地域改善対策特別措置法失効後からで申しますと、同年5月に中央公園公衆トイレにおける差別落書き、2007年—平成19年2月に大岐浜垣地区における差別落書き、2010年—平成22年7月に下ノ加江地区における差別発言・差別表示、2014年—平成26年2月に足摺岬公衆トイレにおける差別落書きの4件が確認されています。本市として確認しているのは、これだけでございます。

6点目ではありますが、前文の人権問題についての正しい理解とはどんな理解なのかについて、御答弁させていただきます。

先ほどの答弁と重複いたしますが、私たちの周りには様々なうわさや勘違い、因習等があります。また、私たち自身が気づかないうちに思い込みを持ってしまったり、誤った知識を身につけたりすることがあります。ふだんは表面化しないこのような意識が、いろいろな問題に接

した場合に偏見や差別として表面化する場合があります。

私たちはそのような差別に気づかなかつたり、自分とは関係のないことと思ひ込んだりすることがあるのではないかと思ひます。また、被差別の状況に対して、かわいそうという同情心を持つにとどまっていることも多いと思ひます。

人権問題に関する正しい知識を習得し、その解決に向けて考え、行動を起こすとともに、自分自身や家族、周りの人の人権について認識を深め、あらゆる人権が尊重される社会の実現を目指すことであると思ひております。

差別とは何かについてであります、議員は十分に御承知のことだと思ひておりますがご答えいたします。全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は人類普遍の原理であり、日本国憲法においても法の下での平等及び基本的人権の保障について定められています。この権利や利益などが侵害されることが差別だと認識しています。

そして、憲法第14条（平等の原則）には「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とされております。

その差別は誰が判定するのかについてであります、質疑は提案された議案に対しまして疑問のある点を聞くことであると認識していることから、質疑にそぐわない質問であると思ひますので、答弁を控えさせていただきます。

7点目、第1条にある同和問題とあらゆる人権に関する問題とはどのような関係にあるのかについて、ご答えさせていただきます。

同和問題の早期解決のため部落差別の撤廃への取組は人権を尊重する社会づくり条例の目的であり、また、あらゆる人権に関する問題への取組も本条例の目的であります。その目的に沿って積極的に推進する必要があると思ひております。

本条例においては、同和問題が他のあらゆる人権に関する問題と比較して特別視していることなどということではございません。

8番目について、第2条、人権施策とはどのような施策なのかについてご答えいたします。

条例第2条第1項では、人権が尊重される社会の環境づくりと人権意識を高めることを目的とする教育及び啓発に関する施策を人権施策としておりますが、人権を尊重する社会づくり行動計画2012の中で、様々な人権課題への取組として、それぞれの人権課題ごとに現状と課題、取組の方向性、具体的施策を定めておりますが、その具体的施策についても人権施策として認識しております。

9点目であります、第4条、人権を尊重する社会づくり行動計画を新たに条文として加え

た理由についてお答えいたします。

部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権を尊重する社会づくりを目指し、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権を尊重する社会づくり行動計画は欠かすことができないものであり、明確に条例へ明記する必要があるとの判断から、行動計画を定めるなどの条文を追加いたしました。

10点目、第7条2項の相談体制をどう充実させるかについてお答えいたします。

相談体制の充実については、市民等から相談のあった場合に、その相談内容に応じ、相談支援機関や地域、行政が一体となって相談に当たれるよう連携強化をしていきたいと考えております。

また、じんけん課から令和3年度の当初予算要求書を提出したばかりで予算査定を受けなければならない段階ではありますが、新たな取組として弁護士無料相談事業として、2か月に1回、四万十市に法律事務所を持つ弁護士に本市へ来ていただき、無料で弁護士相談を実施することにより、相談体制の充実を図りたいと思っております。

11番目であります。第8条2項の人権を尊重する社会づくり協議会が市長に意見を述べることができるという文言を新たに加えた理由と協議会の構成メンバーについて、お答えいたします。

人権を尊重する社会づくり協議会には、昨年度来、人権問題市民意識調査の調査票の検討や人権問題市民意識調査の報告書の作成、今年度においても人権を尊重する社会づくり条例の改正案の検討、人権を尊重する社会づくり行動計画2012の見直しなどに尽力していただいております。また、行動計画2012の見直し後においても同協議会において計画的な進行管理を行い、必要に応じて適宜見直すこととしていることなど、人権施策の策定と推進に関し必要に応じて重要事項の調査協議をしていただく協議会であり、その存在意義は大きく、市長に意見を述べるができるものとして明確に条例へ明記する必要があるとの判断をしたことから、条文を追加いたしました。

協議会の構成メンバーについてであります。1人目では部落解放同盟土佐清水市連絡協議会議長、土佐清水市連合婦人会会長、土佐清水市小中学校PTA連絡協議会会長、土佐清水市老人クラブ連合会会長、土佐清水市身体障害者連盟会長、校長会会長、土佐清水市社会福祉協議会会長、土佐清水市人権擁護委員代表、土佐清水市人権教育研究協議会会長、企画財政課長、総務課長、福祉事務所長、健康推進課長、こども未来課長、生涯学習課長の15名の委員であります。

委員の選考は、人権を尊重する社会づくり行動計画2012の策定時とほぼ同様の組織・団体等と行政職員から選考しております。

どのような基準かということですが、選考基準としては条例施行規則第4条（委嘱）において、人権問題に関し学識経験を有する者、関係行政機関の職員の中から市長が委嘱することとなっており、じんけん課において選考し、決裁の上、市長が委嘱しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 多岐にわたる質問を非常に丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。

ただ、質疑にそぐわないということで2点ほど答弁をされませんでしたけれども、また後でもう一回触れたいと思います。

2回目の質疑に移ります。1回目で触れました、課長もきちんと答弁をしてくれましたけれども、部落差別解消の推進に関する法律の附帯決議が、特に参議院のやつですね、要請している格段の配慮について、これ先ほど読み上げましたけれども、とりわけ運動団体への対策というものが主眼となっておりますけれども、本市はこの条例を運用するに当たって、この配慮をどのように進めていくお考えなのか。条例化すれば当然取組に進んでいくわけですが、この附帯決議の要望している配慮について、どのように生かして進めていくお考えなのかお伺いしたいと思います。

次は、この附帯決議の根拠にもなっています1986年の地対協の意見具申について、お尋ねいたします。

この地対協の意見具申は35年前の文書ですが、同対法と地対法による特別対策を出したときには18年間続いておりますが、その取組について総括をしたもので、その内容はその後の啓発の推進指針をはじめ、同和行政の在り方を方向づけた大変重要な文書でありました。執行部の皆さんも二十代の頃にきっと読まれたのではないかと思いますけれども、残念ながら本市の人権の取組におきましては、なぜかこの地対協の意見具申について耳にすることも目にすることもありませんでした。この地対協の意見具申では、同和対策により同和地区の住環境、生活実態での低位性、格差が改善されて、同和問題の解決が大きく前進したと評価する一方で、先ほどの附帯決議にもありましたけれども、主体性を欠いた行政機関の姿勢や行き過ぎた民間運動団体の行動等に起因する新しい問題、新しい要因が同和問題に対する根強い批判と新たな差別意識を生み、それが同和問題の解決にとって大きな障害になっていること、そしてそれらを克服することが同和問題の解決にとって極めて重要な課題であると、そういった指摘をされています。この地対協の意見具申の内容が、先ほど課長が読み上げましたこの法律の附帯決議の根拠となっています。地対協の意見具申のいう新たな差別意識を生み出す新しい要因、何が

その新しい要因となっているのか、また、本市はその指摘をどのように評価しているか。この条例案とは直接関係ないので質疑にそぐわないという答弁になるのかもしれませんが、この件についてお伺いいたします。

次に、最初に触れました2002年に総務庁は主に3つの理由を挙げて同和の特別対策を終結し、一般行政に移行をしたわけですが、当時はまだ総務庁でしたが、特別対策を終了した理由についてお伺いいたします。この問題もこの附帯決議に大に関わる問題ですので、関連をして質問させていただきたいと思います。

それから条文について、1回目の答弁に関わってお尋ねいたします。

本市の11にわたる人権課題、分野での事例を述べていただきましたが、同和問題だけ差別落書きと差別表示について、課長は挙げられました。

しかしながらその差別落書き、中央公園、大岐、足摺の差別落書きにつきましては書いた人物が特定できていないと思います。誰が何の目的で書いた落書きなのか分からないものを人権侵害の事例、差別落書きと判断しているのかどうか。その事例として課長は挙げましたけれども、その点についてカウントする根拠を教えてください。過去のことでございますけれども、ある県で県の運動団体の幹部が部落差別の事例が少なくなったということで自ら落書きをして問題化したというケースがあります。マッチポンプですね。そういった落書きもあるんだと、可能性があるということを考えれば、この誰が書いたか、何の目的で書いたか分からない落書きを差別の事例として挙げる、その根拠を御説明していただきたいと思います。

それから、差別の判定についてはこれはそぐわないということでしたので、もし機会があれば後でもう一回触れたいと思います。

以上、2回目の質疑をいたします。

○議長（永野裕夫君） 答弁を求めます。

じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えさせていただきます。

まず、参議院の附帯決議が要請する配慮等について、条例の運用に当たって本市はどのように取り扱うのかについてお答えさせていただきます。

参議院法務委員会附帯決議の1につきましては、本市においては対策を講ずる状況ではないと認識しております。また、参議院法務委員会附帯決議の2につきましては、本市で行っている同和教育及び啓発活動の中で新たな差別を生むようなことは行っていないと認識しております。

次に、参議院法務委員会附帯決議の3につきましては、本市では昨年9月に人権問題市民意

識調査を実施いたしました。現時点において部落差別の実態に係る調査を実施する予定はないということを前提の上で、附帯決議を含め本法律の趣旨に即して部落差別の解消に向けての施策を実施していく必要があると考えております。

次に、35年前の地対協意見具申の指摘する新たな差別意識を生み出す新しい要因とは、また、その指摘に対して本市はどのような評価をしているかについてでございますが、質疑は提案された議案に対しまして疑問のある点を聞くことであると認識していることから、質疑にそぐわない質問であると考えますので、答弁は控えさせていただきます。

次に、総務省が特別対策終結、2002年であります。理由について述べよとのことですが、質疑は提案された議案に対しまして疑問のある点を聞くことであるとの認識をしていることから、質疑にそぐわない質問であると考えますので、答弁は控えさせていただきます。

第1回目の5点目の5番に関係して事例を申し上げさせていただきました。現にこの事象につきましても、確認学習会等が行われておりましたので、そのことを申し上げさせていただきました。

カウントする根拠につきましても、この条例の中でそういう定めをしていないので、答弁を控えさせていただきます。と思っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。
（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） どうぞ。
（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） これをそのまま行ったら3回目になりますので。私は、このですね、課長非常に丁寧に説明をしてくれていると思います。感謝しています。実は、この質疑の通告の一覧表を私が出したときに、これ説明要るなというふうに思いました。といいますのも、このスペースが限られている中で質疑の内容を私は要点だけかいつまんで出させていただきました。

ですから、打合せのときにですね、先週木曜日、打合せをしましたけれども、そこで各提案の条例と、この私が出した通告をかなり詳しく別紙の形でこういう質問をしますよと。それに加えて質問の内容についても30分ぐらいかけて説明させていただきました。打合せで私かなり時間を取って課長に説明させていただいたと思います。その後、課長から質疑になじまないということで、今私が2回目に質問をしました地対協の意見具申と総務庁の特別対策の話がありました。しかし、持ち帰って検討するということでありましたので、今その持ち帰って検討した結果が変わってないなというふうに思ったんですけれども、大変その点は残念に思います。

この質疑についてですけれどもね、議員が条例に関連があると考えて質疑をしているわけですよね。提案者である執行部のほうが疑問や不明点を明確にするだけだと、その点についてだけで、それ以外は質疑になじまないというふうに言われますけれども、質疑はそうじゃないと私は思っています。質疑というものはいろんな考え方あるのかもしれませんが、議題となっている案件について、今回は条例ですよね。このいずれ議員は賛否を決めないけませんので、最終日にね。だから態度決定ができるように不明確な点について説明や意見を求めるもの、これはそういうふうに書かれています。そのとおりだと思います。さっきの説明ですよね。

しかし、この条例案であれば条例の条文や中身だけじゃなくて、提出する理由とか意味、根拠、なぜこの条例が出されてきたかという背景、効果、影響、運用、そういった関連する内容であれば、しかも私たち議員の賛否の態度決定に必要な内容であれば、当然質疑の対象になるというふうに思います。

そもそも何が質疑の対象かというのは質疑する側の議員の判断です。条例の提出者であり、説明員である執行部が質疑になるかならないかを判断して答弁を差し控える、拒否するということは、どう考えてもおかしいでしょう。皆さんは自治法の121条に議長の要請を受けて議案の説明員としてここに来ているわけですよ。提出した議案に対して説明責任を負ってここに来ているんです。議員がこの質疑で関連ありと、この疑問を正したいということについて誠実に答えないかのじゃないですか。これは質疑になじまないということで説明員が説明しない。こんなことあっていいんですか。分からないままどうやって態度決定します、議員が。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

(「一般質問での内容であれば分かりますけれども、これは質疑応答なので一般質問とは違うと思います」の声あり)

○議長(永野裕夫君) 前田議員、どうぞ。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 私はね、この質疑の取扱いについて、執行部の皆さん誤っていると思います。市長にも見解を聞きたいんですけれども、もうこれ以上は言いませんけれども、とにかく説明員の皆さんがね、質疑の範囲を決めたりすることはおかしいです。もうこの場でこれ以上言いませんけれども、打合せから3日、4日たっています。木曜日でしたからね。ですから私が今お話ししたこと、そのときにも私は課長にお話をしたつもりです。説明員ですからね、説明をしてくださいとお話をしたつもりですよ。だから、この3日、4日のうちに調べればね、これぐらいのことね、皆さん素養ある皆さんですから簡単に答弁できることだというふうに思います。

できれば議長、私この地対協の意見具申と一般行政へ変更した総務庁の理由について、課長に説明したことを説明させていただきたいんですけども、この場で。

○議長（永野裕夫君） よろしいでしょうか。

この議案第85号に対する質疑であります。当然、議員も承知のとおり、質疑においては自己の意見を述べないというような決まりがございます。

しかし、議長といたしましては、やはり自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないということを考慮しながら、議長判断として今議事を進行させていただいております。

基本に戻りますと、この提出議案に対しては、先ほどからお話がありますように、内容や不明な点を聞くことでありますし、議案に対する今後賛成・反対を述べるというようなことになってきますので、そのことについての参考にしたいということもよく分かっております。

しかし、この質疑におけるある程度の限度というものがあろうかなというふうには私は考えております。したがって、今、質問・質疑をされている前田議員の質疑に関しましては、少し一般質問の範疇というような、そういう議長も判断をいたすところでございます。

ですから、このことについては、ぜひ一般質問でこの論議をしていただくということ。そして、今の現状では議案第85号に対する質疑でありますので、私の判断では少しなじまないのではないかなというふうにも今思っております。

ですから、この質疑においては少し方向性、また、質問内容をきちんとした形で質疑をしていただく方向性をぜひ考えていただきたいと。前田議員の言う意見については、意見として十分尊重させてはいただきますが、今のこの質疑に関しましては、執行部が今答弁を控えるというようなこともございました。これも1つの私は答弁だというふうには認識をいたしておりますが、この答弁の意図するところ、これは分かりません。

しかしながら、この答弁を掘り下げて回答を要求するということは、議案第85号の質疑においては、質疑においてはなじまないというふうにも判断をいたしておりますので、以上でこの件についての質疑応答は一応終わらせていただいて、次の第3問目ですか、の質疑に移行していただきたいというふうに思います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 前田議員、どうぞ。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 何の議事進行ですか。

7番。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） 今の議長の発言に対してのちょっと確認をさせてもらいたい。

○議長（永野裕夫君） どうぞ。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） 今、質疑の内容について、個人的な意見を述べないというふうな話を議長のほうからされましたが、その個人的な意見の内容を議長として前田議員の今の質疑の中で、どの部分を個人的な意見が入っているというふうに捉えたのか、その辺。

○議長（永野裕夫君） それはお答えできません。私の議長としての議事進行における判断です。そこは論議をする必要は全くございません。

前田議員、続けてください。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 議事進行を却下します。

（「どういった理由で却下するのでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） まず、前田議員に今の続き、私の意見についてのお話をいただきたいというふうに思います。その前に議事進行はないです。

（「じゃあ後でいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 前田議員、どうぞ。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私は今述べたのは、質疑について執行部は説明員だから質疑の範囲を説明員に限るのはおかしいでしょうという話をさせてもらったんです。この条例案についての賛否に関わる私の考えは述べません。質疑ですから。ですから、条例案に関連する内容について質問をさせてもらっているんです。私が関連あると思っていることについてね。ちょっとその辺りは食い違いがありますけれども、議長言われますようにね、私、一般質問で基本的には取り上げたいというふうに思っています。ですから、3月にはこの問題についてもっとオープンに課長と、また特に市長ともしっかり論議をしてみたいと思っています。

ですから、一定今日の質疑の中でいただいた回答を基にね、私もいろいろ考えてみたいというふうに思います。

私はさっき言いましたけれども、地対協の意見具申について、この条例とどう関わっているかですね、それから一般行政へ移行したことがどう関わっているか、私はお話もしましたし、課長にはね。今もお話をさせていただきたいと思っていますけれども、もう時間の関係もありましょう。後々のことがありますのでね、そこは私はもうこれ以上言いません。

じゃあ3回目に移ります。これはもう市長にお答えいただきたい。これは答弁拒否せんとしてくださいよ。これはもう基本的な話ですから。

まず、1回目で課長にお尋ねいたしました前文の人権問題についての正しい理解について、

市長にもお尋ねいたします。

日本国憲法には30にも及ぶ人権規定がありますけれども、もともと基本的人権は国家権力との関係で生まれたものであることからすれば当然のことで、人権問題についての正しい理解とえば、まず、国家と個人との関係を理解することが基本になるのではないのでしょうか。人権問題は市民と市民との関係での意識の問題として捉えがちですけれども、この国家と個人との関係、国家権力と基本的人権の関係について、市長はどのようにお考えなのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

次に、この条例はその名のとおり、人権を尊重する社会づくりを目指す条例ということですが、ここで言う人権を尊重する社会とは、同和問題で言えば部落差別のない社会ということになるのではないかと思ひます。

では、それはどんな社会なのか。市民相互の関係で差別的な言動をする人。先ほどの課長の答弁では差別をする人がいるから差別が残るんだというふうに答弁しました。差別的言動をする人が1人もいなくなる社会が人権を尊重する社会、そういうイメージなのか。それともそういった差別的な言動をする人がいても、それは受け入れられないような社会、そういった社会がイメージされているのか。部落差別のない社会とは、どのような社会なのか、市長の描くイメージをお伺いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまでも議論していますが、質疑にそぐわないような性質上の、これは完全に質問でありますので、議員が3月議会にはまた一般質問でやるということですので、一般質問で3月議会には堂々とやり合っていきたいと思っておりますが、差別は実在するんですよ。その差別をなくするために我々は一生懸命に取り組んでおりますし、そのことは今回の条例を制定し、また、市民の皆さんにも理解をいただいて、差別のない社会をつくっていきたくて決意を新たにしておるところでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 最初の答弁いただきましたかね。1つ目は。

○議長（永野裕夫君） 前田議員、3回目は終わっていますけど、どうぞ。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ちょっと答弁してないです。市長ね、国家と個人との関係、国家権力と基本的人権の関係について、これはね、基本的人権の基本中の基本なんです。そこをどうお

考えですかと聞いてるんですよ。これって条例と関係ないことないですよ。これ条例を具体化するとき、当然市長やじんけん課長や市役所の人権に関する考え方というのは反映されますからね。無関係じゃないんですよ。市長、答えてください。国と個人、国家権力と基本的人権の関係、基本中の基本です、答えてください。

○議長（永野裕夫君） 前田議員、質疑は終わっておりますので、また次回の機会にお願いをいたします。

以上で通告による質疑は終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時07分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順に質問を許します。

5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 皆さん、改めておはようございます。早いもので、今年もあと残り僅かとなりました。今年1年はコロナで大変な1年を過ごしましたが、また来年はオリンピックもありますし、無事に過ごせるよう祈念いたしたいと思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。本日は人権問題について、林業について、教育行政について、この3つ質問させていただきたいと思っております。

その前に1つだけ御報告とお礼を申し上げたいと思っております。

昨年の12月会議でもお話をさせていただきましたけれども、中浜のジョン万次郎の屋根の修復、クラウドファンディングが昨年末に立ち上げましたけれども、おとといの土曜日にやっと工事が完成いたしました。本来ならば夏場完成予定でやっておりましたけれども、コロナの関係で職人さんがなかなか集まらないということで大変遅くなりました。このクラウドファンディングに関しましては、大阪在住のジョン万次郎の大ファンである西川匠君と一緒に立ち上げていただきまして、地元の中浜ジョン万の会、区長、それから市職員の方々に本当にお世話になりました。この場をお借りして御礼申し上げたいと思っておりますし、コロナ禍であります、ぜひ見に来ていただきたいと思っております。大変きれいになっておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

すみません、長くなりました。一般質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、人権であります。本年6月に216ページに及ぶ土佐清水市人権問題市民意識調査報告書が作成されました。これがその報告書であります。大変ボリュームのある立派な調査票ができたと思っております。

今回の調査では、前回の調査より項目が大変増えております。前回の調査項目は、同和問題や子供、高齢者など、全部で7項目ありましたが、今回はヘイトスピーチや性の多様化、インターネットによる人権侵害等、全16項目となっております。

このことは、2018年に法務省が人権に対する17項目を強調事項としたことが関係しているのではないかと思っております。

そのことも踏まえまして、今回の意識調査についてじんけん課長の御所見をお聞きしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

人権問題に関する市民意識調査につきましては、前回2008年——平成20年9月以来、11年ぶりに、昨年2019年——令和元年9月に実施をいたしました。

前回の調査では、「どんな人権問題に関心がありますか。関心があるもの全てに丸印をつけてください」との設問においては、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、外国人の7項目とその他を人権問題として挙げておりましたが、今回の調査では、議員の言われました総務省の人権啓発活動の強調事項を念頭に置きながら、2017年——平成29年8月に実施されました高知県の人権に関する県民意識調査や2018年——平成30年2月に実施されました黒潮町の人権問題に関する町民意識調査を参考に、また、前回調査時における市民に身近な人権課題は、先ほど申しました7項目でありましたが、現在ではこれに犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認の4項目を加えた11項目について、高知県と同様に本市も市民に身近な人権課題として捉えていることなどを踏まえ、前回調査時の7項目に10項目を加えた17項目とその他を人権問題として設問を設定いたしました。

また、全体の設問数も前回は24問でありましたが、今回は43問と多く、多岐にわたっております。改めまして意識調査に御協力をいただきました市民の皆様にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

報告書につきましては、市議会議員をはじめ、会計年度任用職員を含む市職員、幼稚園、保育園、小学校・中学校、高校の教職員や区長、各種団体・組織・協議会、人権擁護委員、教育委員、民生委員・児童委員など、約800冊を配布させていただいております。また、市ホー

ムページにおきましても閲覧、ダウンロードができるよう掲載をしております。それぞれの立場の中で人権が尊重されるまちづくりの実現に向けてお役立ていただければと思っております。

現在、この意識調査結果を基に、人権を尊重する社会づくり行動計画2012の見直しをするため、土佐清水市人権を尊重する社会づくり協議会並びに土佐清水市人権・同和行政推進本部会議の中で協議検討を行っております。今後の人権教育や人権啓発などの施策に反映していくことはもとより、市政のあらゆる分野において人権に配慮した取組に生かすよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この意識調査は11年ぶりに行われたということですが、今後の人権問題についての基礎的資料になると思いますので、ぜひ効果的に活用していただきたいとお願しておきます。

この報告書によりますと、「あなたに関心ある人権問題は何ですか」との質問に対して、関心度の高い事案が、1.障害者、2.高齢者、3.子供であります。これは前回の調査と全く同じであります。割合は低下しております。特に同和問題についての女性の関心割合が前回の39.2%から今回は26.3%とかなり低下をしております。このことは今回調査項目が増えたことにより関心事案が分散し、多様化したのではないかという思いがしておりますが、担当課としてはどのように分析されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

前回そして今回とも調査では、障害者、高齢者、子供についての人権問題に関心が高い結果となっております。これは、知的障害者施設での殺傷事件などや相次ぐ児童虐待事件やいじめ、高齢者が関係する交通事故や8050問題など、メディアなどで多く取り上げられることなどもあり、関心の割合が高いのではないかと考えております。

割合につきましては、前回調査時からの7項目で見ますと前回調査より低い割合となっております。

御質問の同和問題において、女性の関心の割合が前回と比べかなり低下しているのとことでもあります。先ほどの答弁や議員御指摘のとおり、前回11年前の意識調査では人権問題として7項目とその他の選択肢での設問でありましたが、今回は17項目とその他の選択肢での設問としたことにより、選択項目が大幅に増えた、多様化したことなどが要因ではないかと考え

ております。

高知県の意識調査の結果を見ますと、同和問題についての女性の関心の割合であります。設問の項目数が同じであります5年前の2012年——平成24年は24.3%でありましたが、今回2017年——平成29年は18.8%であり5.5%低下しております。前々回、設問の項目数が6つ少ないものでありましたが、15年前の2002年——平成14年は40.2%と、今回を比較すると21.4%低下をしており、傾向としては本市と同じであると認識しております。

同和問題につきましては、「同和地区や同和地区の人ということに気がしたり意識したりすることがありますか」との質問をしております。この質問では、「ない」と回答をされた方が72.3%、男性が71.5%、女性が74.3%でありましたが、一方で、「ある」と回答された方が20.2%、男性が22.4%、女性が19%であり、また、「ある」と回答された方に対しては、「どのようなときに気がしたり、意識したりすることがありますか。あてはまるもの全てに丸印を」との質問を行っておりますが、この質問では、「結婚するとき」が最も高く60.9%、男性が60.6%、女性が61.8%でありました。

改めて同和問題、部落差別の問題の根深さを感じるとともに、今後の同和問題に関する教育啓発活動について、さらに進めていかなければならないと認識をしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この人権問題につきましては、本年の3月会議でも取り上げさせていただきました。そのときの質問で人権教育推進講座、あなたの隣のヒューマンライツについてお聞きしたとき、ヘイトスピーチ解消に向けた講座を追加してはどうかと提案をさせていただきましたが、早速、本年度、これが本年度のチラシといたしますかね、全戸配布したやつだと思いますが、その中の5番目に講座メニューとして加えて早速頂いていることに大変うれしく思っております。

この講座は本年度既に3回ほど開催されて、私3回とも参加させていただきましたが、本当にこれ、どれも目からうろこことというような感じで今まで自分が思っていた感じとまた違った素晴らしい講座になっていると思っております。参加人数も、このチラシには定員50名程度と書いておりましたが、実際は100名近く、それ以上はおられたんじゃないかなというぐらい大変盛況でありました。特に若い市職員が昨年よりも増えているように感じております。このことは市長や執行部、それからじんけん課の皆さんの人権啓発にかける思いが伝わってきて大変よかったなど、素晴らしい講座になったなと思っております。

ただ、残念なのは一般市民の参加の方が少ないことでもあります。せっかくのすばらしい講座でありますので、多くの市民の方もぜひ受講していただきたいと、そういう方策を取っていただきたいと思いますが、課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

人権教育推進講座につきましては、例年4回講座として開催しておりますが、市議会3月会議での議員からの一般質問の中で、ヘイトスピーチ解消法に関する講座を、との要望やソレ人権出前講座との共催で1講座開催できることになったことによりまして、今年度は5回講座として開催しております。これまでに第1講座では「同和問題（部落差別の問題）について」、第2講座では「SOGI（性的指向・性自認）について」、第3講座「障害者の人権と障害者福祉について」の3講座を終え、1月、2月には第4講座「子ども・女性の人権について」、第5講座「ヘイトスピーチ解消法と外国人の人権について」を開催する予定であります。

市民の皆様への受講募集及び開催の周知につきましては、市広報紙10月号とともにチラシの全戸配布を、また、各区長、各種団体・組織・協議会、各種委員等に郵送にて御案内を行っておりますが、人権教育推進講座への参加者につきましては、議員の言われるとおりで多くが市職員であります。

このため、市民の皆様や各事業所、団体、組織等に募集、声かけを行い、人権を身近に感じてもらえるために、今年度より新たにじんけん出前講座を開催しております。

これまで、給食センター、文化会館、図書館、公民館、体育館、社会福祉協議会の職員の方々を対象に4講座を開催しており、来年度もじんけん出前講座を開催してほしいとの参加者等からの意見も多く頂いております。さらに、じんけん出前講座を受講していただいた方が人権教育推進講座へ申込みをされ、受講していただいているという流れもできてきておりますので、引き続いてこの取組を実施していきたいと考えております。

市民への周知、広報等の工夫などもさらに努めなければなりません。この人権教育推進講座やじんけん出前講座をはじめ、7月の部落差別をなくする運動強調週間記念事業での人権啓発講演会、10月の人権啓発映画上映会、12月のじんけんフェスティバルなど、また、10月と3月の年2回発行するじんけん広報みちや市広報紙での人権啓発など、様々な形・方法等により人権教育・啓発活動に努めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君）　5番、吉村政朗君。

（5番　吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 前回の意識調査では項目としてなかった中で、今回、市民の関心が高かった項目が1.インターネットによる人権侵害、2.拉致問題、3.災害と人権、そしてLGBT・性の多様化でありました。

その中から、先ほどのヒューマンライツの11月6日に行われた講座で「私が私であるために、SOGIはみんなの人権」についての講演がございました。

改めまして、課長にSOGIの概念といいますか定義をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

意識調査の中では、SOGI（性的指向・性自認）という言葉が市民の皆様の中で広く知られていない状況であるという認識から、マスメディアなどで耳にするLGBT（性の多様性）という言葉を使いました。

SOGIの概念、定義はどのことですが、まずは、LGBTについて説明させていただきます。LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を取った言葉であり、性的マイノリティ（性的少数者）の総称の一つであります。

レズビアンは心の性が女性、言い換えますと性自認が女性で、好きになる性も女性の人、ゲイは心の性が男性、性自認が男性で、好きになる性も男性の人、バイセクシュアルは好きになる性が男性・女性の両方の人であり、LGBTのLGBまでは好きになる性（性的指向）であります。

トランスジェンダーは体の性と心の性が異なる、言い換えますと出生時に割り当てられた性と性自認が異なる人であり、LGBTのTは心の性（性自認）であります。

2018年には電通ダイバーシティ・ラボでのLGBT調査では、LGBT層に該当する人は8.9%という数字があります。単純に計算すると約11人に1人であり、これは日本にいる左利きの人の割合とほぼ同じであると言われております。

SOGI、アルファベットでS・O・G・Iとは、私たち一人一人が生まれ持った体の性別を持っているのと同じように、好きになる相手の性、性的指向（Sexual Orientation）と、自分の認識する性別（心の性）、性自認（Gender Identity）の、それぞれの英訳のアルファベットの頭文字と取った総称で、全ての人のセクシュアリティ（性の在り方）に関わり、LGBTよりも広い概念であります。性的指向や性自認（SOGI）は異性愛の人なども含めて全ての人が共通して持っている属性であり、一人一人異なる性のありようがあるという考え方に基づいております。

SOGIには、人々はそれぞれ異なる性的指向と性自認を持っているため、お互いにそれを

尊重していこうという意味がございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 詳しい説明をありがとうございました。

その講座の中で、SOGIと本市との関係性について大変興味深い話がありました。その話の中ではジョン万次郎が教育を受けたフェアヘブンはアメリカ初の同性婚を認めた地であり、フェアヘブンの語源は公正な安息の地であるとのお話でございました。性的マイノリティが不当な差別を受けることのない場所としての象徴的な町であるというようなお話でございました。

現在、盛んに言われているSDGs、国連の2030年までに達成すべき17の目標の中に、5番目にこういうジェンダー平等の実現ということもございます。

そんな折、先日テレビでニュースを見ておりましたら、高知市が高知県下で初めてとなるパートナーシップ制度を検討しているという岡崎市長のインタビューのテレビがございました。早速、気になっておりましたので高知市のほうに連絡を入れまして、高知市の副議長の吉永さんの御計らいで勉強会を開いていただきました。

そのとき高知市の人権同和・男女共同参画課の課長から、先日、土佐清水市の早川じんけん課長がお見えになり、パートナーシップ制度やSOGIについて意見交換をさせていただきましたというお話をお聞きしまして大変驚きましたし、そしてうれしい気持ちになりました。

このパートナーシップ制度とは、同性カップルなどが互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束していることについて、地方自治体が証明する制度のことであります。

これは当然、婚姻とは異なり、法的なことを付与することではありませんが、性的マイノリティの方々の気持ちに寄り添う制度として、現在、全国各地で導入が進んでいることは皆さん御案内のとおりでございます。

先ほどの課長答弁にもありましたように11人に1人ということは、本市で言えば100人近い方がおられるというような計算式になろうかと思えます。これはもうマイノリティという考え方ではなくて、ある種もうマジョリティ、大衆と、もうみんな一緒、みんなの中の性指向・性自認という話だと自分はそういうふう感じております。

高知市はにじいろのまち宣言を実施し、高知市パートナー登録の取扱いに対する要綱に基づいてパートナーシップ登録証明書を交付するとし、今後の具体的取組として市役所庁内の職員研修、性別記載欄の見直し、市営住宅等の取扱いの検討など、多様な性を尊重し合うまちづくりを推進していこうとしております。

高知市には請願書が出されたのがきっかけで、このパートナーシップ制度の取組が始まったようにも聞いております。そして、これも条例型と要綱型と2種類あるらしくて、高知市は要綱型で検討しているというお話でございました。

課長、本市としてパートナーシップ制度の導入を検討されてはどうかと考えますが、課長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

パートナーシップ制度についてであります。議員からも御紹介いただきましたが、先月の11月12日に私と人権啓発係長、また、今年3月の黒潮町議会において一般質問があったとお聞きしておりましたので、こちらからお誘いしまして黒潮町の人権啓発係長の3名で高知市の人権同和・男女共同参画課にお伺いをし、同市における取組についてお聞きしに行っておりました。

全国的な状況につきましては、渋谷区の虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査によりますと、全国で導入されている自治体は2020年——令和2年10月1日現在で60自治体、人口カバー率は29.6%という状況であります。これは4月1日現在で49自治体であったとのことでありますので、この半年で11自治体が増えているとお聞きしております。また、2月には高知市が県内初となる導入ということもあり、さらに全国的にも県下的にも制度導入の動きなどが広がってくるものと考えております。

パートナーシップ制度は、議員も御紹介がりましたが、同性カップルなどがお互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的、精神的に協力し合うことを約束することについて地方自治体が証明する制度であります。婚姻とは異なり、法的な権利の発生や義務付与を伴うものではありませんが、性の多様性を尊重し、性的マイノリティの人々の気持ちに寄り添うことのできる制度であり、性的マイノリティが抱える困難や不安の軽減、また、多様な性の在り方への社会的な理解の促進としての効果も期待されることから、本市においても制度導入についての議論を開始する必要があると考えております。それと同時に、市民や市職員等へのSOGI（性的指向・性自認）に関する教育啓発活動などを通して、性の多様性などについての理解とその支援につなげ、地域で生きづらさを感じて生活している性的マイノリティの方々の人権を守る取組をしていかなければならないと認識をしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 取り組んでいきたいというような趣旨だったと思います。

本市として、パートナーシップ制度を導入をですね、市長、検討してはいかがかと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） じんけん課長より、この高知市におけるパートナーシップ制度など性の多様性の尊重に向けた取組や全国的な状況等について報告を受けております。

全国の先進自治体の導入事例では、吉村議員が御指摘したとおり、条例制定によるところと要綱制定に基づき制度化するところ、そして方式も公正証書方式から高知市のように登録方式など様々でありまして、また、パートナーシップの定義に関わる性別要件も性別を問わないところから戸籍上の性別が同性であること、さらに性自認を含むところと含まないところなど、各自治体によって制度には大きく違いがあります。

また、制度設計には性的マイノリティの方々等が組織している支援団体などの意見もお聞きしながら進める必要があると考えます。併せて市民の皆様や市職員、教職員なども含めてS O G I（性的指向・性自認）について理解を深めるための教育啓発活動などの取組も大切であると認識しております。

制度の導入につきましては、じんけん課長が先ほど答弁いたしました、人権を尊重する社会づくり協議会や人権・同和行政推進本部会議などで議論をしなければなりません、まずは、人権・同和行政推進本部会議の中に検討部会を立ち上げ議論を開始するよう指示をしたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 前向きな答弁だったと理解しております。

高知市もこのように職員のハンドブック、課長も当然お手元にあると思いますが、こういうもので大変きめ細かく周知するようにつくっております。ぜひ、本市、フェアヘブンとの関係もごございますし、前向きに市長ぜひ検討して進めていただきたいと思います。

そんな中、こういう高知新聞で性的指向暴露、人格権侵害という大変悲しい裁判の話が載っております。

こうした不幸な出来事が本市でも起こらないように、性的指向・性自認を理由とするあらゆる差別や偏見をなくして、誰もが安心して暮らせる町、土佐清水市になれるよう取り組んでいただきたいと思います。重ねてお願いをして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、農林水産課長にお伺いしたいと思います。

森林（もり）を守る担い手育成研修事業2020についてお聞きいたします。

この事業は森林環境譲与税を活用した事業として実施されておりますことは、皆さん御案内のとおりでございます。

昨年の12月会議でも取り上げましたが、この事業は林業に興味を持ってもらう入り口の事業だと思っています。

今年は10月から10日間にわたって開催されたと承知しておりますが、講習内容や参加人数をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えいたします。

この事業は、昨年12月会議の一般質問で吉村議員からエールを頂いたものです。平成30年度から始め、今年度で3年目になります。

今年度から5つのコースを組み立て、10月18日から12月6日までの10日間の日程で開催したところでございます。

今年度は実施した5つのコースの内容は、まず、初心者講習に1日、これは木の伐採から売却まで座学を中心に、いわゆる林業を理解していただく初歩的な内容でございます。次に、チェーンソー講習に3日、これは座学からチェーンソーの操作方法を学び、実際に扱ってもらう内容でございます。次に、バックホウ研修に2日、これは作業道開設などに必要なバックホウの操作方法や実際に乗車・操作してもらう内容でございます。次に、チェーンソー体験研修に1日、これは実際に山に入り間伐をしていただく内容でございます。最後に、林業体験研修に3日、これは山に入り重機で道をつくり、木を伐り、搬出するまでの一連の作業を体験する内容でございます。この5つのコースに18名、内訳としましては、市職員6名、消防職が3名、市内一般が8名、市外一般が1名でした。延べ38名の参加となりました。

今年度、参加した受講者の中には、自分の山の手入れをするために研修を受講したという方もあり、森林整備に興味を持っていただく方が増える結果となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 本市は森林面積が大変広い自治体ですが、林業従事者は決して多いとは言えない状況だと認識しております。

この事業の目的は、林業に興味を持ってもらうと同時に、林業従事者を増やしていくことに

あると思っております。

この研修をきっかけにして、本市で林業に携わってもらうためには研修後の受講者の動向を把握することが必要ではないかと考えます。

担当課として、どのように把握しているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えいたします。

この研修の受講者は、取組を始めた平成30年度12名、昨年度7名、そして今年度18名、合計で37名の方が受講しております。

受講者の中には市外の方もいらっしゃいますので、正確には把握できておりませんが、1名が森林組合に、また、自伐型林業に1名、このほか2名が自分の山を手入れしていると承知しております。さらに、先ほどの答弁と重なりますが、今年度受講された方の中には自分の山を手入れするために受講したという方もいらっしゃいます。

僅かではありますが、この研修が少しずつ成果につながっていると感じております。今後も担い手拡大につながるよう、この事業を継続していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この研修会は大変意義あるものだと思っておりますので、受講者が増加していくよう、周知・広報の徹底と受講者のフォローもお願いしたいと思っております。

そこで1つ提案がございます。

現在、健康推進課のほうで事業として初任者研修の講習会が参加費が無料で開催されております。この研修会、とても人気が高くて受講者も大変多いと。これを受講された後に資格を取って、その後、本年度中に本市の介護職に就かれた方には支援金を支給するというところでございますが、これと同じような考え方に基づいて、林業のこの研修の全講座を受講した人の中で本市において林業に従事した人に対し、森林環境譲与税を活用し、支援金を支給する制度をつくってはどうかと考えますが、課長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えいたします。

本課では、現在、森林環境譲与税を活用した支援制度を検討しております。ここで研修受講者には上乘せといいたいでしょうか、特別な措置ができないかちょっと考えているところです。

質問がありました就業支援金制度ですが、本市の林業に従事するに当たって後押しになればと思いますので併せて検討したいと思いますが、この譲与税が就業支援金として活用できるか否かもありますので、国や県と確認しながら前向きに検討をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この森林環境譲与税の目的の中には人材育成が入っておりますので、来年度もこの事業を継続されると思いますが、ぜひ、この支援金制度を清水の事業として導入していただくように重ねて提案させていただきたいと思います。

続きまして、森林環境譲与税の使途内容についてお聞きいたしたいと思います。このことは公表が義務づけられておりますが、改めて課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

この森林環境譲与税は、議員御案内のとおり使途内容の公表が義務づけられております。市のホームページでも公表しております。

これまでの使途内容ですが、初年度に当たる昨年、令和元年度は1,174万7,000円の交付を受けて森林所有者の情報の整理・意向調査に580万円余り、森林を守る担い手育成研修に係る経費に20万円余り支出しており、残りを基金に積み立てております。

また、今年度——令和2年度は国が示す間伐などの森林整備、人材育成や担い手確保、木材の利用促進や普及啓発に充てる事業を精査して進めておりまして、昨年度から行っている事業に加え、林道等の路網修繕、既存事業で対応できない市有林の伐採を行い、9月補正には木材の利用促進や普及啓発を目的とした木とともに子どもの成長を見守る事業として保育園への木のおもちゃの配布や小学生への木を使った文具の配布の準備を進めております。

この譲与税は国からも基金に積み立てることなく使うよう指導もありますので、できる限り有効に活用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長も言われたように、この森林環境譲与税は基本的には当該年度内で使うことが求められておりますので、目的に沿った事業であれば本市独自の新しい事業を展開することができるのではないかと考えております。

これはまさしく担当課としての腕の見せどころだと思いますし、本年度1,170万円ぐらいということですが、年々増えていくわけでありますので、これは基金で積み立てても仕方ないことでありますので、できれば当該年度内に使い、新しい事業を展開していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

続きまして、森林経営管理法によります意向調査の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えいたします。

本市の意向調査は、平成30年度から森林所有者の洗い出しを始め、昨年度——令和元年度は下川口及び三崎地区の一部をモデル地区として進めておりまして、37名に発送して回収が30名、今年度——令和2年度は三崎・下益野地区を調査対象森林として設定していただきまして、令和元年度にアンケート発送まで至らなかった方と合わせて97名に発送しております。

進捗状況ですが、今年11月末現在になります。対象森林4,171筆中、312筆分を郵送しております。回収が218筆で約5.2%の調査が終わっている状況でございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この意向調査は森林整備にとりまして大変重要なものでありますので、できる限りの対策を取っていただきたいと思っております。

この意向調査ですね、課長、いつ頃に終了する予定なのかお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えいたします。

私どもが現在行っている作業としましては、森林簿、これは所有者名や地番、面積、木の種類などの情報が記載されているものですが、既に亡くなっている方の名前で残っていたり、いずれも正確性を欠くものでして、これと林班図といたしまして土佐清水市を30枚に区分した図面です、これを基にして森林経営管理制度の要件である人工林（杉やヒノキ）から民有林（個人・会社・共有林などが所有する森林です）、これを抽出、さらに森林経営計画を策定しているものや過去10年以内に施業があるものを除いた、いわゆる対象森林を洗い出した後に税務課情報や市民課情報との突合した上で意向調査をしております。

森林所有者が亡くなっておられるケースや実際に所有されている方が違う、いわゆる未登記のケースなど様々なケースがございます。思うように進まないのが現状です。

また、意向調査のアンケートが送れなかった山林については、今後、所有者の相続人の調査など、かなりの手間暇がかかってくると思われまます。

御質問のいつ頃までということではありますが、現段階ではかなりの時間が必要でしかお答えようがありません。この制度の本丸である森林整備に早期着手できるよう、今後は森林環境譲与税を活用して人員を増員するなどの手だてを含め、意向調査に力を入れて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この意向調査は、当然、国勢調査の進捗状況にも左右される事案であると認識しております。

現状では難航を極める作業となっていることは一定理解はしております。

ただ、担当課として、先ほど課長も言われたように森林環境譲与税を上手に活用して、スピード感を持って意向調査を進めていただきたいと重ねてお願いをして、この質問を終わりたいと思います。課長ありがとうございました。

続きまして、こども未来課のほうに質問させていただきたいと思います。

コロナ感染症対策の一環として、土佐清水市奨学金制度を利用している方の中で、毎月の償還が困難になられた方に対して奨学金の返済を猶予する事業の現状と結果をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

6月以降も地方ではコロナ感染者の散発的な発生から漸増傾向となり、特に首都圏を中心に第3波が猛威を振るう中、大学等に進学してもキャンパスでの授業は1日も受けることができず、全てリモートでの遠隔授業が当たり前になり、講義風景も変わってきております。

奨学金を利用している多くの学生は、それを学費に充て、生活面をアルバイトで工面しながら生活していますが、コロナ禍においてアルバイトがなくなったことで生活費を工面することができなかつたり、両親の休業など複合的な要因が絡んで学校を退学・休学する学生は増加傾向にあります。何よりも大きな問題は学びたくても続けられなくなることで、奨学金の返還を負担に思い退学を選択せざるを得ない状況に陥ることが懸念されます。

そういった学生が学業に専念できるよう、当課ではさきの6月会議におきまして、先行きが見えない生活へ不安を抱いている本市出身の学生への取組として、土佐清水市奨学資金の返還

者373人に対して最長1年間の返還猶予措置制度を設置いたしました。

設置後の経過といたしましては、市内外の対象者へ5月15日付で申請案内を郵送し、猶予の締切りを9月10日として受付を開始した結果、申請のあった方は12人で、6月会議の答弁以降、新規猶予申込者はゼロとなっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 課長答弁によりますと、6月会議以降の新規猶予申込者はゼロであるということでありましたが、この猶予申請の締切日が9月10日でしたので、その頃と現在のコロナ感染の状況を比べますと、現状ははるかに厳しさを増していることは言うまでもないと思っております。

6月会議の答弁では、今後のコロナ感染の状況を見ながら、さらなる延長や個別対応をしていきたい旨の内容でございました。

現状を踏まえて、どのようなお考えなのか課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

今後はコロナ感染収束状況、あるいは高知県内のコロナ感染拡大による第3波の影響など、さらに厳しい状況も想定されます。情勢によっては制度の再延長、例えば猶予期間のさらに1年間延期など個別対応はもちろんのこと、個々の相談に対し柔軟な対応を行い、今後も対象者あるいは保護者への負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 先日、私、奨学金制度を利用している方と話をすることがございました。その方は猶予制度があることは知っていましたが、そのときは猶予してもらった状況ではなかったため申請をしなかったが、次もしそういう制度があれば利用したいというお話でございました。また、県外で看護師をされている方とお話をお聞きしたときに、冬のボーナスが半分になったと。テレビでよく報道があるように本当にこういうことがあるのだなと思いながら話を聞いたんですが、半分になったということで、これから先の奨学金返済について大変心配されておりました。

コロナ感染症はこれからが本番だと言われておりますので、奨学金猶予制度の再導入を検討

していただきたいと重ねてお願いをしておきたいと思います。

続きまして、奨学金貸与者を対象とした生活応援便の反響をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 伊藤牧子君自席）

○こども未来課長（伊藤牧子君） お答えいたします。

奨学資金対象者応援事業として、清水を離れ市外で暮らす土佐清水市の奨学資金を貸与中の学生と返還中の方を対象に、この事態の克服に向け、ふるさと清水の特産品に加え、市長・教育長のメッセージも添え、コロナに負けず頑張ってもらいたいという思いを込めて、10月23日の1回目の発送から11月25日の最終便までの7回、計357個の応援便を発送いたしました。

作業の経過といたしましては、現在奨学資金を貸与中・返還中の対象者515人のうち、市内在住のため対象外、もしくは希望しないと答えた方、または返信がなかった方の158人を除いた計357人へ担当課と委託先である観光協会に1回につき50個を箱詰めし発送を行いました。

特産品については、黒潮米5キロ、宗田うす削り節、足摺亀おこしなど、全18品と市長からのメッセージ、紹介いたしますと、「つらい苦しいときは清水の山や海や川を思い出してください。ふるさとはいつでもあなたを温かく迎えます」、教育長からは「夢を諦めず、投げ出さず前に進んでください。遠く清水の地から応援しています」という直筆のメッセージカードを添えて配送いたしました。

その特産品の反響につきましては、発送先の住所を返信していただくための封筒にお礼のメッセージをくれた方が16人、その中から数人の方を御紹介させていただきます。東京都にお住まいの方からは「現在家がなくて東京都の支援にてホテルで生活しています。このたびはありがとうございます」、広島県の方は「うれしいです。ふるさとを紹介します。いつもありがとうございます。頑張ります。海と空に会いたいです」という内容でした。

また先日、3日前の11日に兵庫県にお住まいの方からお手紙を頂きましたので御紹介させていただきます。「拝啓 師走に入りますます御活躍のことと拝察いたします。このたびは生活応援便をお送りくださりまして誠にありがとうございました。コロナ禍で清水に帰ることができない中、大変励みとなりました。心より感謝申し上げます。私は清水高校を出て、兵庫県の大学院を卒業して、現在、医薬品関係の仕事に就いております。就職して1年が経ちましたが、毎日が初めての連続で、充実しながらも厳しく、心が折れそうになっておりました。その中での突然の慣れ親しんだ土佐清水の味がたっぷり詰まった贈物でしたので、大変うれしく思いました。贈物の中に入っていたはがきの、ふるさとはいつでもあなたを温かく迎えますとい

う言葉を読み、涙が出ました。今までたくさんくじけそうになったことがありましたが、これまで頑張ってきて、私の地元が土佐清水で本当によかったと思いました。今年はコロナウイルス流行のため、年末に帰省することはできませんが、お送りいただいた土佐清水の味を堪能しながら仕事に打ち込み、年の瀬を駆け抜けたと思います。寒さが厳しくなってきましたが、体調には十分御留意くださいませ」というような心の籠もったお礼状を頂きました。

さらに18人の方からは、直接電話をいただいております。今でもそういった内容の電話を受けております。

このような温かい言葉を頂き、課内でもよい刺激となり、職員の励みにもなっております。

こういった声からも、市外に暮らす土佐清水市出身の奨学金対象者にとっては、経済的にも、また、精神的にも本当の応援便になったのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この事業は大変好評であったということだと思います。この配送された応援便の費用はたしか1個が1万円ほどだったと記憶しておりますが、これは言わばめじかカードのポイント付与と同じ額であります。そのように考えますと、もう一度この生活応援便として、5,000円ぐらいの予算で取り組んでもいいのではないかなというふうに感じております。ぜひ担当課で検討をしていただきたいと思いますをお願いをしておきます。それと、直接この応援便とは違うんですが、先日、高知新聞にコロナ禍、県大生に食料というのが載っておりました。これは児童委員協議会の平野会長が斧積地区の住民の方に打診して、斧積の弘田浩三さんや弘田条議員などが先頭に立って、県立大学生に食料を支援したという大変心温まる記事でございました。さすが元気村斧積というふうに感心させられました。このような取組が市内で広がればいいなと思って、この記事を読ませていただきました。

少し話がそれましたが、続きまして、主権者教育について教育長にお聞きしたいと思います。

9月会議におきまして、県選管による出前講座の導入について提案させていただいたときの教育長答弁では、今学期末までに開催すべく準備をしているとのことでしたが、その後の取組をお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

9月会議の中で、議員より県の啓発活動の一環として開催する出前講座を将来の有権者となる市内の小・中学生の主権者教育として取り入れてはどうかとの御提案をいただきありがとう

ございました。

早速、10月26日、中学3年生76名を対象に、県総務部市町村振興課より、選挙担当主事を招聘し、「政治の主役は私たち」と題した出前講座を開催いたしました。

本市では特に中学校3年生を中心として、政治・選挙に関心を高めていくための講座を依頼したところ、選挙権の歴史を振り返り、政治との関わりや選挙権の持つ意味について考え、実際に投票箱を利用した模擬投票などを学習しました。講師の説明を一人一人がしっかりと聞き取っていたとのことであります。

生徒からは、「政治との関わりが持てるので投票に行かなければいけないと思った」、「模擬投票で投票の手順も分かったので自分が投票する場合に参考になってよかった」などの感想が寄せられ、政治・選挙に関心を持つよききっかけになったのではないかと考えております。

今後におきましても、若者が有権者として政治に参加するための政治的教養を育成し、自らの政治参画が自らの人生に大きく関わっていることを実感することが重要と考えておりますので、そういったことを義務教育段階から粘り強く育てていくためにも、議員御提案の出前講座の実施を機に、教員相互の研修も深め、教育課程にも主権者教育を位置づけた取組を計画的に実践してまいります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番、吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 教育課程に主権者教育を位置づけた取組を進めていかれるとのことでありますので、県選管の出前講座にとられる必要もないのかなとも思いますが、いずれにいたしましても土佐清水市として主権者教育のより一層の推進をお願いしておきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時08分 休 憩

午後 1時15分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 皆さんこんにちは。新風会の弘田条でございます。

質問には入る前に近況をお話させてください。午前中に吉村議員から斧積の取組についてお話いただきました。高知新聞に高知県立大学の田中きよむ先生が投稿して、高知県立大学の

学生さんたちがコロナの影響を受けて、今まででしたらアルバイトもできていたんですが、アルバイトもできなくなって苦しくなっているというところがあったようでして、それを見かけて何とか支援をしたいということになりまして、それで斧積の区長場に支援の箱を置きまして2週間ぐらい集めまして、それでお米が60キロとかカボチャとかサツマイモ、あるいはインスタントラーメンとかいろんなものがたくさん集まりまして、それで12月8日に届けることができました。

高知県立大学の学生は県外の方は多くいますけれども、実際に勉強に来ていてそういうことも経験して、学生さんにとっても実際にそういったことも経験できて勉強にもなったのではないかなというふうに考えておりますし、斧積は介護予防のモデル地区にもなっておりますけれども、こういった取組がまたほかの地域にも広がっていくようになればいいなというふうに思っています。それではこれが近況でして、通告順に従いまして質問を行ってまいりますのでよろしく申し上げます。

まず1点目に、人権行政でじんけん課長にお聞きしますが、今朝からじんけん課長大変御苦労さまです。しかも午前中の吉村議員と同じような推進講座であったり意識調査でありまして、吉村議員と私は同じ思いですので共に頑張りたいと思っておりますが、質問に入りたいと思っております。

最初に人権推進講座についてお伺いします。

今年も10月16日から計5回で開催され、私も3回のうち2回参加しました。今までは参加者が20人から30人程度でしたが、今回は会場の中央公民館、多目的ホールに入り切れないほどの参加者があり、3回目のときは私も2階の研修室でオンラインを見ながら参加しました。

これだけ多くの参加者があったのはじんけん課の取組があったからだと考えていますが、どう取り組んだのかと、今回の3回目までの実績及び今後の予定についてお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

人権教育推進講座につきましては、例年は4回講座として実施をしておりますが、市議会3月会議での一般質問の中でヘイトスピーチ解消法に関する講座をとの要望があったことや子供・女性の人権についての講師を選考している中で、高知県男女共同参画センターからソール出前講座事業を活用して共催していただけるとのお話もあり、また、コロナ禍で各種講演会や

イベント等が中止となる中、新型コロナウイルス対策の徹底や事前申込みという形で1回でも多く人権教育を学ぶ機会をつくりたいとの思いから、今年度は5回講座として開催しております。

また、7月1日より手話言語条例が施行され、手話は言語であるとの認識に基づき、今年度より全講座に手話通訳を配置しております。さらに、事前申込みの人数が多いこともありまして、新型コロナウイルス対策として第2会場を設け、ズームでのリモート、オンラインであります。での受講も行っております。

参加人数についてであります。過去3年間と比較して申しますと、2017年——平成29年度は4講座・延べ122人、1講座当たり30.5人でありました。2018年——平成30年度は4講座・延べ80人、1講座当たり20人でありました。2019年——令和元年度は4講座・延べ136人で1講座当たり34人でありました。今年度2020年——令和2年度は5講座のうち3講座を終えた段階で延べ369人、1講座当たり73.8人となっております。

今年度の参加者が多いことについて、どのような取組をしたのかということですが、昨年の9月会議において、弘田議員より、特に若い世代への対策についてどう取り組んでいくのかとの質問を頂きました。その答弁の中で人権講演会や人権教育推進講座への参加について、新規採用職員については総務課より必須の職員研修として位置づけられておりますが、さらに必須の職員研修の枠を引き上げることなどの検討が必要ではないかとお答えさせていただいております。

その後、副市長を本部長に全管理職を委員としておりますが、土佐清水市人権・同和行政推進本部の中で、令和元年度に実施された人権啓発講演会や人権教育推進講座などの参加状況なども踏まえまして、今後の職員人権研修について協議を行いました。

協議の結果ですが、まずは課内研修、課ごとの研修を年1回以上実施すること、採用5年目までの職員について、人権講演会及び人権教育推進講座への参加を義務化、必須とすること。次に、職階別グループ人権での職員研修を年1回以上実施すること、全体研修、全職員対象であります。全体研修は必要に応じ実施することや自己啓発として各研修会や講演会等に積極的に参加することや職場での声かけを実践することなどを決定し、全職員が認識の上、その実践をしているところであります。じんけん課としての取組というよりも、管理職を中心とした各職場での声かけの実践によるところが非常に大きいものと認識しております。

それと今年度より新たにじんけん出前講座を始めています。この事業は市民の皆様や各事業所、団体、組織等に募集、声かけを行い、人権を身近に感じてもらうために開催をしており、これまでに4講座行っておりますが、この講座を受講していただいた方が人権教育推進講座も

受講していただいているという流れも出てきておりますので、引き続いての取組を行っていき
たいと考えております。

また、今年度の人権教育推進講座の実績と今後の予定ということでありますが、10月
16日に第1回講座として、「同和問題について考える」をテーマに開催し、73人の受講者
が、11月6日には第2回講座として、「SOGI(性的指向・性自認)について」をテーマに
開催し、64人の受講者が、11月25日には第3回講座として、「障害者の人権と障害者福
祉について」をテーマに84人の受講者がありました。

今後の予定であります、1月15日金曜日にソレ出前講座との共催による第4講座とし
て、テーマに「子ども・女性の人権について」を、まつしま病院助産師・幸崎若菜さんによる
「暴力を許さない街で暮らすためにできることから始めよう」の講演を予定しています。また、
2月17日(水)には最終の第5講座として、テーマ「誰もが幸せにくらすために」を高知県人
権啓発センター・藤本昌司さんによる「ヘイトスピーチ解消法と外国人の人権について」の講
演を予定していますので、ぜひとも御参加をお願いいたします。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) ありがとうございます。いろんな取組をしていただいて感謝しており
ますし、特に思ったのはやっぱり管理職が職場で声をかけることはうんと大事やと思うてです
ね、やはりそういった管理職がしっかりおって皆さんに協力していただくということも、うん
と大事なことだと思いました。取組はよかったと思います。ありがとうございます。

続きまして、人権問題市民意識調査について、じんけん課長にお聞きします。

この調査は昨年8月1日から18歳以上の方から200人を見ずらいに抽出し、意識調査を
行ったとのことあります。

調査項目も同和問題や女性、子供、高齢者、障害者など16項目を対象としています。

この調査の分析や今後の行動計画2021にどう生かしていくかお伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) じんけん課長。

(じんけん課長 早川 聡君自席)

○じんけん課長(早川 聡君) お答えいたします。

今回の人権問題市民意識調査についてであります、議員も御紹介いただきましたが、
2008年——平成20年9月に行われて以来11年ぶりに、昨年2019年——令和元年
9月に、同年8月1日現在の住民基本台帳に登録されている18歳以上の方を調査対象に
2,000人の市民の皆様を見ずらいに抽出して、無記名による郵送方法にて調査を行いました。

回収結果は、前回は1,000人のうち345人、回収率34.5%でありましたが、今回は2,000人のうち672人、回収率33.6%という結果でありました。設問数が前回の倍近くで多岐にわたるものでしたので心配をしておりましたが、前回並みでひとまず安堵したところでありました。

意識調査の分析とのことでありますが、質問が多岐にわたっておりますので私が感じたところで数点述べさせていただきます。今回、新たに追加した調査の中で、「現在、国民一人一人の人権意識は5年ほど前2014年——平成26年頃と比べて高くなっていると思いますか」との質問では、「一概に高くなっているとは言えないと思う」、「高くなっていると思わない」の合計が64.3%であり、御回答いただいた皆様の人権意識が実感として上がっていないというところに、現在、私たちの社会におかれている様々な人権問題の存在があることが、この結果として表れている一因ではないかと考えています。

また、同和問題につきましては、吉村議員の一般質問でもお答えいたしました、「同和地区や同和地区の人ということに気がしたり、意識したりすることがありますか」との質問をしております。この質問で、「ない」と回答された方が72.3%でありましたが、一方で、「ある」と回答された方が20.2%であり、また、「ある」と回答された方に対しては、「どのようなときに気がしたり、意識したりすることがありますか。あてはまるもの全てに丸印を」との質問を行っておりますが、この質問では、「結婚するとき」が最も高く60.9%でありました。

さらに、「ない」と回答された方に対して、「親族の方が結婚しようとしている相手が同和地区出身の人だと分かった場合、あなたはどうしますか。1つだけ丸印を」との質問を行っておりますが、「家族や親戚に反対する者がいれば結婚を認めることができない」、「反対する」を合わせた割合が4.2%でありました。改めて、同和問題（部落差別の問題）の根深さを感じる結果でありました。

また、「同和地区や同和問題（部落差別の問題）について、初めて知ったのはいつ頃ですか」との質問では、「6歳から12歳未満（小学生の頃）」、「12歳から15歳（中学生の頃）」の合計が62%であり、さらに「同和地区や同和問題（部落差別の問題）について、初めて知ったきっかけは何ですか」との質問では、一番は「学校の授業で教わった」の割合が31.2%ですが、「家族から聞いた」、「学校の友達から聞いた」、「近所の人から聞いた」、「職場の人から聞いた」、「親戚の人から聞いた」の合計は37.1%となっております。人から聞いたうわさなどによって初めて知った人が誤った認識を持たないという保証はありませんし、きちんとした知識がないために間違った思い込みに陥ってしまうこともあるのではないのでしょうか。そうならないためにも同和問題を正しく理解し、解決に向け取り組

むことが重要であると認識をしたところであります。

これらの調査結果を踏まえ、人権を尊重する社会づくり行動画2012の見直し（改定）については、人権・同和行政推進本部会議の中に全課の補佐級を中心に組織した人権を尊重する社会づくり行動計画改定部会の中で、たたき台、素案などの改定作業を行いながら、人権・同和行政推進本部会議並びに人権を尊重する社会づくり協議会の中で協議検討を行っております。行動計画2012における市民に身近な人権課題については、同和問題（部落差別の問題）、女性、子供、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人の7項目でありましたが、今回の見直し（改定）では、新たに犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認の4項目を加えた11項目として作成をしております。

来年12月末までには改定作業を終えられる見込みであることから、今回、補正予算に計上している印刷製本費を承認していただきましたら、今年度末には冊子の製本を終え、人権を尊重する社会づくり行動計画2021として、人権問題市民意識調査報告書と同様に配布させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） どうもじんけん課長ありがとうございました。

続きまして、教育長にお伺いします。

人権教育推進計画の策定についてであります。

私は過去2回人権行政について質問させていただきました。平成30年12月会議では、部落差別解消推進法について、令和元年12月会議では本市の人権行政の取組について質問しました。この間に人権問題市民意識調査を行っていただき感謝しております。

また、この調査を見ても部落差別について差別意識の根深さが残っていると思っております。また、若者世代に人権問題に対する意識が少ないと感じております。この原因解消には学校教育での人権教育の取組が大事であると思っております。差別の解消は教育によって実現すると思っております。

そこで、今回の意識調査を基にした、土佐清水市人権を尊重する社会づくり行動計画2021の改定に合わせ、部落差別問題をはじめ、様々な人権を網羅したさらに一歩進んだ実効性のある教育、行政、社会教育の取組を1つに統合した本市独自の人権教育推進計画の策定が望まれるところであります。この件について、教育長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、これまでも一般質問の中で、学校における人権教育の取組に関する御提案をいただきました。その際に答弁いたしましたように、今なお存在する部落差別の根絶と、あらゆる人権に関する問題への取組を積極的に推進するため、小・中学校に人権教育担当を置き、教育計画の中に全体計画、学年ごとの年間指導計画の作成や校内研修の企画・実践などを行っております。

また、人権教育主任で組織した担当者会においては、同和教育を学校で子供たちにどのように教えれば理解しやすいか、指導法についての検討を重ねたり、学習項目の統一などを行って実践しているところです。

就学前では保育の人権学習の取組といたしまして、各園において県関係機関から講師を招聘し研修会の実施に加え、人権学習会では毎年、保護者も参加できる学習会を開催しております。就学前部会では各園の担当者が集まり人権に関する取組の計画を立て、年4回実施している部会の中でその取組状況や、成果・課題などの情報共有を行っており、今年は各園合同で布地区において現地フィールドワークを実施したところです。

市教委といたしましては、現在第3期の教育振興基本計画の策定に向け取り組んでおりますが、当然、人権教育についても第2期の振興計画を検証し、第3期の計画がよりよいものになるよう取り組んでいるところであります。

しかしながら、学校現場では全体のベクトルがずれていたり、積み重ねの部分で個人的な取組となってきたのではないかという反省もあり、もう一度各分野それぞれが、これまでの成果があった部分や課題について検証することが必要と考え、校長会、園長会、人権教育担当者会、教育委員会において、本計画の趣旨を説明したところであります。

今後は、教育委員会3課とじんけん課で分野ごとの検証を集約し、年度内に分析を行い、新年度には土佐清水市人権教育推進計画を策定したいと考えております。

本計画が、より具体的なものとして、社会教育も含めた保育、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場で人権を大切に考える教育活動の軸となり、教育現場の先生方にとっても人権教育の目標達成の指標となるものにしていくため、今後関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 教育長、どうもありがとうございました。本当にそういったように策定すれば、本当にいいものができると思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、人権行政についてを終わります。

続きまして、地域公共交通について企画財政課長にお聞きしたいと思います。

まず、メンバーについてであります。平成31年度から本市の地域公共交通について土佐清水市地域公共交通協議会で5年間かけて協議していくことになっていると聞いていますが、この組織のメンバーを教えてください。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本市では平成31年度から5年間の地域公共交通網形成計画という計画を策定し、土佐清水市地域公共交通協議会の中で、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議などを行っております。

この協議会は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定される法定協議会でありまして、関係する公共交通事業者や道路管理者のほか、公安委員会及び地域公共交通の利用者等により構成されることとなっております。

本市の協議会委員は、公共交通事業者として、高知西南交通のほか市内の交通事業者、道路管理者として幡多土木事務所土佐清水事務所長及び市のまちづくり対策課長、また、公安委員会及び利用者等として中村警察署長、連合区長会長、観光協会長、商工会議所会頭のほか、国・県・市の行政関係機関を含め、計17名の委員で構成しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 分かりました。ありがとうございました。

次に、目的について、この会の目的についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本協議会の目的としましては、協議会規約の第4条に規定されておりますが、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的としております。具体的に言いますと、現在ある地域公共交通機関、主にはデマンド交通になりますけれども、デマンド交通について、地域住民の利便性向上のための運行ダイヤの改正、あるいは路線の変更などの協議のほか、持続可能な地域公共交通の形成に向け、利用促進の取組の協

議等を行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 続きまして、公共交通の空白地域についてお伺いします。

斧積や上野のように公共交通が途絶えた地域についてはデマンドバスなどで対応してもらっていますが、この公共交通空白地域の対応についてお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

現在、本市の公共交通は、西南交通が定時定路線で運行している路線バス、それと足摺交通及び龍串見残し観光ハイヤーが予約制で運行するデマンドバスとがあります。弘田議員がおっしゃるとおり、斧積・上野地区につきましては、デマンドバスが運行している地域というふうになっております。

この路線バスもデマンドバスも運行されていない地域が公共交通空白地域というふうになりますけれども、そういった地域が本市には横道地区のほか、下ノ加江方面では家路川と大川内地区、それから下川口方面では松山・横峯のほか、鳥淵から藤ノ川地域が公共交通空白地域となっております。

これらの地域につきましては、交通空白地有償運送という方法によりまして移動手段の確保を行っております。これは、バス・タクシー事業が成り立たない場合に地域の住民等が有償運送等運転者講習を受けまして登録ドライバーとなり、国の機関であります四国運輸局の許可を得た上で、自家用車を用いて路線バスの停留所まで有償運送を行うというものでありまして、令和元年度では、延べ178人の方々が利用しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 分かりました。この質問をしてよかったのは、僕はデマンド交通しか知らなかったのですが、さっきの最後に言ったがについては、何かこれをやると全ての地域が網羅しようということになるかと思っておりますので、僕は質問するまで分からなかったのが今回質問してよかったと思っております。ありがとうございました。企画財政課長は終わります。ありがとうございました。

次に、市長にお伺いしたいと思っております。スクールバスの混乗についてであります。斧積ばっ

かり言うてすみません。

斧積や上野にも、小・中学生のスクールバスが来ています。このスクールバスを地域の方に利用してもらえば大変便利になると考えますが、このスクールバスの混乗について、市長の考えをお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ここが一番、弘田議員の今回の質問のポイントになるところだと思いますので、丁寧にお答えをさせていただきます。

スクールバスへの地域住民の混乗化については、これを望む声もありますので、一昨年、策定いたしました土佐清水地域公共交通網形成計画、この計画の中で検討課題として盛り込んでいるところでありますし、現在検討を重ねております。

その中で混乗化のメリットといたしましては、地域住民の利便性の向上が図られることや、車両の効率的な、効果的な活用などが挙げられる一方で、座席数に限りがあるということと、混乗化によってほかの交通事業者への民業圧迫、こういった課題・問題点も挙げられております。当然、スクールバスで通う児童・生徒の保護者の理解も必要となってくると思います。

現在の状況を言いますと、本市ではスクールバスは10台運行しており、合計で乗車定員が154人のうち、101人の児童・生徒が乗車しておりまして、1台当たり平均5人程度しか座席数に空きがない状況であります。例えば、対象者をデマンドバスを使っていない公共交通空白地域の方々に限定すれば運行は可能かもしれませんが、不特定多数の方々に利用していただくことは、この座席数では難しいものと思っております。ただ、登下校時間帯以外のスクールバスの空き時間での運行は座席数における問題はありませんし、本市での混乗化の可能性について、これから課題を整理しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 市長ありがとうございました。

自分はそんなに生徒さんもあまり乗ってないと思っていたがですけど、結構乗りようということですね。それと市長が今言うてくれたのは、通学以外でも活用みたいなことも考えてくれるということでしたので、いろいろハードルは高いかもしれませんが、地域の声として代弁したということもありましたので、ぜひまた企画財政課長を中心に進めて議論してもらえたらというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

そうしたら次に、3点目の国民健康保険の被保険者証と高齢受給者証の一本化について、市民課長にお聞きします。

まず、制度について市民課長にお聞きしますが、本市ではカードサイズの国民健康保険被保険者証とはがきサイズの高齢受給者証で運営されていますが、この制度について市民課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

国民健康保険被保険者証はカードサイズで、国保に加入したときに被保険者1人に1枚を交付するもので、医療機関を受診する際、国保に加入していることの証明として窓口で提示する必要があります。有効期限は3月31日となっており、毎年3月下旬には新しい被保険者証を世帯主宛に送付しております。

高齢受給者証ははがきサイズで、70歳に達する月の翌月から、1日生まれは誕生月からの一部負担金の負担割合を示すもので、70歳に到達した月に本人宛に郵送により交付しております。医療機関を受診する際、被保険者証と一緒に窓口で提示できなかった場合には、本来の自己負担割合が2割であっても医療機関から3割を請求されることもありますので、必ず窓口で提示する必要があります。有効期限は7月31日となっており、毎年7月下旬には新しい高齢受給者証を本人宛に送付しております。

被保険者証や高齢受給者証など、国保の被保険者に交付する様々な様式につきましては、高知県国民健康保険団体連合会が県下市町村で必要な枚数を共同印刷しており、それを各市町村が購入し使用しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 分かりました。

次の質問ですが、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証、1枚のカードにならないかという質問なんです。

まず、市民課長にお聞きしますが、既にカードサイズ1枚で、2枚を一緒にして被保険者証と高齢受給者証が運営されている自治体もあるとお聞きしちょうがですけども、本市でも実施できないか市民課長にお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

平成30年7月に国民健康保険法施行規則が改正され、被保険者証兼高齢受給者証という一

体証の様式も示されており、議員のおっしゃるように高知県下で一体化を実施している市町村はありませんが、全国ではカードサイズに一体化している自治体があります。

一体化をしている自治体は2つの様式の有効期限が統一されており、本市のように2つの様式の有効期限が異なっていると一体化はできないので、まずは有効期限を統一することが必要です。また、先ほど答弁しましたように様式の印刷について国保連合会が県下取りまとめて共同印刷をしている現状から、様式変更については県全体での検討が必要と考えます。

平成30年度の国保制度改正により、国保制度が安定的に運営されるよう広域化され、県内における統一的な運営方針、高知県国民健康保険運営方針が定められることとなりました。令和3年度からの第2期運営方針の中で、市町村が担う国保事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項として、被保険者証と高齢受給者証については、県は市町村と協議を行い、一体化に向けた検討を進めると示されており、今後、県が中心となり検討が進んでいくと認識しています。

被保険者証と高齢受給者証の一体化は、被保険者にとって利便性の向上になると考えますので、協議の場には積極的に参加し、他市町村と連携をして取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。市民課長のやる気を感じました。ありがとうございます。ぜひ頑張ってもらいたいと思えますし、また、この質問は同じ質問ですが市長にもお聞きしたいと思いますけども、ぜひ、市長からも要望をうたっていただいて一本化になるように取り組んでもらいたいと思えますが、ぜひ市長にお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、課長が答弁したように様々な問題があります。

土佐清水市だけで解決できる問題ではありませんので、今後、国保連合会での会議での議論、そしてまた、市長会でもぜひこういったことも議論しながら県にリーダーシップを取って、県下一斉に統一して実施できるように要望してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。ぜひ、市長よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、最後の質問になります。移動図書館についてであります。

まず、経過についてなんですけども、10月10日付の高知新聞に移動図書館の記事が昨年のスクラムの話題に続き掲載されていました。高知新聞には大変感謝しております。

さて、昭和57年に市民図書館が完成する前から移動図書館は運営が始まっており、40年ぐらい経過したのではないかと思います。

この間に市内全域を周り市民に親しまれてきたと思いますが、この間の取組について生涯学習課長にお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

昭和53年に市民有志で立ち上げた土佐清水市に公立図書館をつくる会の「いつでも、どこでも、誰でも利用できる図書館を」を合い言葉に活動が始まり、市や議会へ要望活動を繰り返し、念願の公立図書館が昭和57年に建設されました。

そして、図書館開館のPRも兼ねオープン2年前の昭和55年に車で学校や区長場など市内全域を巡回して図書を運ぶ、くろしお号による移動図書館の巡回サービスが開始されました。

開始から3年後には月に6回計52か所を巡回し、以降は人口が減少した山間部やニーズのない地域については巡回を休止してきましたが、要望のあった福祉施設や新たな地域を追加し、現在は約1,700冊を積んで月5日間で計31か所を巡回しています。

おととしの本館貸出数が約4万冊に対し、移動図書館は約1万6,000冊、昨年度が本館約3万7,000冊に対し、移動図書館は約1万4,000冊と利用頻度の高い状況となっています。区長場や福祉センターは、本を読みたいけれど本館まで来られない高齢の方の利用が多く、読みたい本の予約をその場や電話で受け、次回の巡回日に持っていくようにし、できる限り要望に応じております。

保育所や幼稚園には、季節の行事に関する紙芝居や絵本が少ないため、よく利用されており、行事ごとの絵本や紙芝居を毎月用意して持参しております。

小学校には、遠方で本館図書館を利用できない清水小以外の全ての小学校へ巡回しておりますが、毎回ほぼ全児童が好きな本を選んで借りております。

高齢者・障害者施設では、要望のあった資料や需要のありそうな本を図書館職員が毎回選り箱に入れて持参しています。積載図書が毎回新鮮な内容になるよう、2か月に1度入替えを行い巡回しており、それぞれの地域や施設において大変喜んでいただいております。

移動図書館は、昭和55年の開始から今年で40年を迎え、現在で3台目の車両も今年で18年となり老朽化しておりますが、交通手段等で足を運べない高齢者や子供たち等、図書館を利用できない多くの方たちに手に取って本を選ぶ楽しみをお届けしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 生涯学習課長、長文で詳しい説明ありがとうございました。

高知新聞にも書いていたんですけども、なくてはならないものというような記事もありました。今の生涯学習課長の答弁聞いたら本当に貸出数も図書館と比べてもかなり多い、移動図書館としては多いと思いました。やはりそんだけずっと40年間、図書館が市民のために役に立ってきたということがよく分かりました。ありがとうございました。

続きまして、県下の状況について生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

県下で移動図書館を実施している市町村は、高知市、いの町、土佐清水市の3市町で実施しております。

高知市にあるオーテピア高知図書館では、県内の読書環境を隅々まで充実させ、情報過疎地をつくらないようにと、高知県立図書館のバスが市町村立図書館や学校・公民館等を対象に移動図書館バスを運行し、施設へ本の貸出しを行っております。本市の図書館にも年5回来ていただいております。

また、高知市内においては高知市民図書館バスが、いの町においてもいの町立図書館の移動バスが図書館を利用することができない住民に対し巡回サービスを行っております。

これまでの取組を廃止した市町村については、南国市立図書館が今年2月末をもって廃止しております。経費の問題や移動図書館の利用者の減少、図書館の移転新築業務の対応により本館業務が人手不足となったことなど諸般の事情により運行を廃止したとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 関連してですけども、これからの取組について生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

移動図書館くろしお号は、図書館の利用が困難な地域へ定期的に巡回しており、遠方で図書

館に足を運ぶことのできない高齢者や施設に入所されている方たちにとっては、なくてはならないものとなっています。

少子高齢化が進む中、移動図書館は生涯学習においても重要な役割を果たしており、毎月の巡回を心待ちにし、楽しみにしてくださっている地域の方たちのためにも、この40年間続いた長い歴史に幕を閉じることなく、これからも継続して取り組んでいきたいと考えています。

しかしながら、先ほど答弁しましたように車両が購入から18年経過し、老朽化による安全性や継続的な運行に支障を来すおそれがあることから、更新の時期がきており、車両に汎用性がないことや購入に高額のコストがかかることが一番の課題となっています。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 生涯学習課長ありがとうございました。

最後に市長にお聞きします。

移動図書館の継続についてお願いをしたいと思っておりますが、これからも引き続き移動図書館を継続してほしいと思っております。結局、車の購入のことも予算のこともあろうかと思しますので、この件について市長にお聞きしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど生涯学習課長が答弁いたしましたように、この少子高齢化が進む中で移動図書館が果たしてきたこれまでの役割、また、これから果たすべき役割、重要な役割があると考えておりますので、継続をさせる方向で検討をしております。

私も市長になってからも、実は移動図書館に乘車させていただいて、半島地区を回った経験もあります。

本当に行く先々で、窪津・津呂、それから足摺・大浜・中浜と、ずっと回ったわけですが、各地域でお年寄りの喜ぶ姿や子供たちのはしゃぐ姿を見てきておりますので、その重要性やこの継続に向けて強い思い入れを持っておるところであります。

先ほど、課長からも答弁がありましたように、新車導入ということで検討を、この間してまいりました。その結果、財源の確保の見通しが立ちましたので、3月補正もしくは新年度に新しい車両を購入する予算を計上したいと思っております。大体、見積りをすれば1,500万円余りの、そういう高額な車両になると思っておりますが、この新しくグレードの高い車を購入するに当たっては、やはり一番の図書館の職員の皆さんの意見、そして何よりも利用者の皆さんの意見もしっかりと聞きながら、できる限りニーズに応えながら、4代目くろしお号となる本当にすば

らしい車になるように、また、移動図書館が住民の皆さんにとってすばらしい取組となるように祈念をし、取り組んでまいりますので、ぜひ御期待ください。よろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） どうもありがとうございました。

本当に購入も含めて、やる方向でやってくれるということですので、ありがたい答弁をいただきましてありがとうございました。ぜひ、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時15分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 会派市民のこえの前田晃です。

通告に従いまして2点の質問をいたします。

まず1つ目ですけれども、この4月に導入されました会計年度任用職員制度についての質問です。

この制度は、公務の職場で課題となっています非正規（非常勤）職員の処遇改善を通して正規職員との労働条件の格差を是正するということを主な目的にしていますけれども、導入から9か月がたち、一定の成果や課題も見えてきたというふうに思いますので、ここで質問させていただきたいと思います。

まず、数的なところを総務課長にお尋ねします。本市の常勤・非常勤合わせた全職員数と、そのうち常勤の職員数及び会計年度任用職員数、また、そのうちのフルタイムとパートタイムの職員数についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

令和2年11月時点で、会計年度任用職員を含む全職員数は399名、そのうち一般職員270名、会計年度任用職員129名となっており、会計年度任用職員のうち、フルタイムの

職員が50名、パートタイムの職員が79名となっております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 以前、あれはいつでしたかね、4月1日の数から言えば、全職員数それから会計年度任用職員数、若干減ったような気がします。

ただ、本市においても3割ないし4割が会計年度任用職員ということで、公務をそういった非常勤の皆さんが担っている現状というのは、引き続き同じような状況かなというふうに思います。

続けて、総務課長にお尋ねします。

この制度の導入によりまして、労働条件で改善された点、賃金・諸手当と休暇休業等についてお伺いしたいと思います。簡潔にお願いします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

会計年度任用職員制度導入前の臨時職員の際には給与計算が日給月給であり、勤続年数等にかかわらず昇給制度はありませんでしたが、制度導入により一部の例外を除いて月給制となり、経験年数に応じて昇給する制度が導入されております。

また、通勤手当や期末手当も制度化され、かつ有給の夏季特別休暇の付与や、その他の休暇制度も導入しており、各種の処遇改善がなされたものと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 手当に関わる部分、諸権利に関わる部分の処遇改善がなされたということで幾つか例を挙げていただきました。

続けて総務課長にお尋ねします。

この制度について、当事者であります会計年度任用職員からこの間上がってきた声などありましたら紹介していただけますか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

会計年度任用職員の方から人事担当者が頂いた声としては、「給与額が思っていたより上が

っていたけど受け取ってよいのですか」や、「年休制度がよりよくなった」など、処遇改善に対して好意的なものを頂いております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 改善の効果があつた、そういった感想のようではすけれども分かりました。

実は私はこの7月に、本市の会計年度任用職員の皆さんに10問程度のアンケート調査をお願いいたしました。配布数が130枚、回収が87枚、これは皆さんに御協力をお願いしました。無理やりということではありません。回収率が66.9%、およそ7割ということですから、ほぼ全体の傾向が読み取れるかなというふうに思っています。

この制度の目的ですけれども、同一労働・同一賃金、そして同一条件の原則にのっとり労働条件の格差を是正するところ、それが大きな目的というところがありますので、このアンケートの回答にも触れながらちょっと具体的な点で質問させていただきたいと思えます。

まず、賃金・諸手当についてお尋ねします。この新しい制度では、先ほど課長の答弁にもありましたように賃金が日給から月給制になり、そして給料表にも位置づけられて昇給が可能となったということ、それから期末、時間外手当、通勤手当、そして退職手当が支給されるようになったことなどが大きな改善点だと言えます。アンケートでもおよそ5割の皆さんが賃金・諸手当がよくなったと回答しています。

しかしながら、その一方で4割に近い皆さんが「変わらない」と回答しまして、1割弱の皆さんは「悪くなった」とも回答しています。理由として、フルタイムからパートタイムになって勤務時間が減ったという声、それから給料表の格付がもともと低くて、そして昇給にも上限があるという声、さらにボーナスなどの額が常勤職員と比べてとても低いという声などが上げられていまして、そういう声を聞きますと確かに改善はされたけれども格差が改善し切れていないことがプラスの声にはなっていないというような理由のように感じました。

総務課長にお尋ねいたします。

本市の常勤職員の1人当たりの年間平均給与、これは総務課が出しています平成30年度の人事行政の運営状況、令和2年2月の調査ですが、常勤職員の1人当たりの平均給与が533万9,000円、およそ540万円になります。フルタイムの会計年度任用職員1人当たりの年間平均給与はどのぐらいになるのか、これは当初予算で計算するということになるのかと思えますが、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

(総務課長 中津健一君自席)

○総務課長(中津健一君) お答えいたします。

一般職の会計年度任用職員について回答させていただきます。

フルタイムの会計年度任用職員の年間給与見込額といたしましては223万円となっております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) ありがとうございます。一般職のフルタイムで223万円の年間の給与ということです。

先ほど常勤が540万円程度と言いましたので、1人当たりの平均給与を比べても常勤とフルタイムの会計年度任用職員ということになると2倍ほどのやっばり開きがあると。どうしてもそういう格差があるということが分かると思います。

さて、副市長にお尋ねいたします。

私は以前、臨時職員の賃金について、2回ほど一般質問で取り上げたことがありますけれども、4年前の1回目の質問のときに経験加算をお願いをして実施していただきました。2年前、2回目でさらに引上げの要請をしましたところ、副市長から賃金や休暇については会計年度任用職員の制度改正があるので、そこで検討するというふうな趣旨の答弁がありました。そうでしたよね。その会計年度任用職員制度が今回導入されたわけですがけれども、賃金・諸手当についてはさきにも触れましたように一定の改善はなされていますけれども、給料表の格付でも昇給でもボーナスでも、また、1人当たりの年間平均給与額でも常勤職員と会計年度任用職員では相変わらず大きな格差が残されたままとなっています。

この大きな格差が残っていることについて、副市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) お答えします。

会計年度任用職員制度につきましては、平成29年8月23日付の総務省自治行政局公務員部長発出の会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備等についての通知により、制度を設けた趣旨として、地方公務員の臨時・非常勤職員は総数が約64万人と増加する中、教育、子育てと様々な分野で活用され、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められ、今般、地方公務員法及び地方自治法の改正を行うものとあります。

当該通知では従来の任用上の課題、処遇上の課題について、従来は制度が不明確であり、各

地方公共団体によって任用・勤務条件等に関する取扱いがまちまちであったが今般の改正によって統一的な取扱いを定め、今後の制度的な基盤を構築することにより、各地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保しようとするものとされ、全国の自治体においてこの制度導入が求められてきました。

本市においても給料の格付につきましては、任用1年目は高卒初任給格付と同等の格付を行っており、過去の臨時的任用職員の雇用履歴も職員と同等に経験年数として換算し、格付を行う制度としております。

また、従来の臨時職員の運用では日額単価設定であり、昇給そのものの概念が存在していませんでしたが、一般事務職では経験年数に応じて8号給まで昇給する仕組みを導入しており、職種によっては経験年数を5年まで考慮し、格付を行う制度としていただいております。

また、前述の国の通知には常勤職員と非常勤の職である会計年度任用職の職務の内容や責任の程度については、常勤職員の職と異なる設定とする必要があるとされており、職員と比して昇給の範囲の限定や年間平均給与額に関し格差が存在しているという御指摘に関しては、職員と全く同等の職責や業務範囲を担う位置づけとして任用を行っているわけではございませんので、一定の差異は生じることはやむを得ないものと認識しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） この制度そのものが国の制度として全国で一斉にやられています。ですから、国のマニュアルがあって、それに従ってどの市町村も大抵こういう制度設計をやっているんだろうと思いますけれども、そういう点で言うと賃金も諸権利に関わる部分もある程度前進をしていることは間違いないというふうに思います。

総務課が作成しました会計年度任用職員制度の説明資料というのがありまして、それを頂いて見てみますと、賃金では1年目の給料表の格付について、一般職で高卒程度で、これがもともと低いと、それからちょっと号数は忘れましたが昇級の上限を設けられています。一般事務職はフルタイムで3年、その3年間でプラス9,500円の昇給です。給料表で見てもそれですね。それから保育士のフルは4年が上限ということで、これが4年間でプラス2万2,000円です。それだけ昇給です。介護職はフルタイム5年、これが2万5,000円です。そこまで行くと頭打ちなんです。ここから上がらないんですね。パートはさらに低くなるということです。一般の行政職の経験年数、これも資料で見ますとね、20年から25年の勤務で高卒で15万2,000円上がります。大卒で14万2,000円ですね。これはもう昇給ずつとしていきますから、ある程度、50歳か55歳で頭打ちになると思いますけれども。この昇

給についても、確かに昇給はされているんですけどもね、一般事務職で3年、それから4年、5年ぐらいですから、そこからもう上がらないという現実がね、あるんですよ。諸手当についてもボーナスについては1か月分、退職手当もフルタイムだけですよね。その支給額も極めて低いということになっています。

これではこの制度が目指すとした同一労働・同一賃金の原則から、もう本当に大きくかけ離れていると言わざるを得ないというふうに思います。この格差是正に対してどう対応するのか、副市長の御所見をお伺いしたいんですけども。もともと職務の内容が同じじゃないので、それはしょうがないという答弁されましたけれども、いや、それを近づけるのがね、私はその同一労働・同一賃金、これは全国一斉にやっていますよ、公務員だけじゃなくて、民間も一斉にそこに近づけようということなんですが、これ努力せないかんと思います。どんなふうに対応されるのか、副市長の御所見をお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

従前の臨時職員・非常勤職員の任用制度と比較して、賃金、休暇等の処遇は大幅に改善されたものと認識しております。その効果は任用された会計年度任用職員の方々にも一定の評価はいただいているものと考えておりますので、現時点では制度運用の見直しは考えておりません。以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 新制度の導入で一定の改善があったということは私も認めますけれども、繰り返しますけれどもね、この残された格差を見た場合、同一労働・同一賃金という視点からいうと、もう本当に大きくかけ離れているというふうに言わざるを得ません。私、この現実をやっぱり市はしっかりと認識すべきだと思います。給料表の例えば上位での格付とか昇給の上限を取り払うとか、ちょっと伸ばすとか、そういった工夫、格差改善に向けた、改善というのは国の関係があって難しいと言われるかもしれませんが、やっぱりぜひ追求をしていていただきたいというふうに思います。国の制度では住居手当とか扶養手当もありませんよね。皆さん、おうちに住んで、常勤の皆さんは当然住居手当なりあるわけでしょう、扶養手当もね。けど会計年度任用職員の皆さんはないんです。これは国の制度でそうになっているんです。何か理由があるんだろうと思いますけれどもね、やっぱりその辺りも改善していくということを、市独自で難しければ国のほうへぜひ声も上げていただきたいというふうに思います。

次に、諸権利、休暇・休業、福利厚生についてお尋ねします。

新制度になりまして、常勤職員に準じる内容で休暇・休業、福利厚生が保障されたことは、これも大きな前進だと言えらると思います。アンケートでも6割を超える皆さんが休暇・休業、福利厚生がよくなったというふうに評価しています。賃金よりも若干高いですけどもね。

しかしながら、保障された休暇・休業の中に、例えば産前産後休暇や介護休暇など、常勤職員は有給、中には減額もありますけれども、なのに会計年度任用職員は無給の扱いになっているものがありまして、それに対して不公平だという指摘をする声も上げられています。

総務課長にお尋ねします。常勤職員は有給で会計年度任用職員は無給の扱いになっている休暇・休業にはどのようなものがあるのか、それをまた無給としている理由ですよね。これ分かれば教えていただきたいのですが。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

会計年度任用職員の休暇につきましては、地方公務員法第24条第4項の規定により、国の非常勤職員との権衡の観点から踏まえ、国の非常勤職員に準拠した形での運用を行うべく、国の指針が示されていることを踏まえ、運用しているところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） この福利厚生とか休暇・休業の制度については、常勤職員との混交ですね、同じような釣合いが取れるように非常勤職員についても対応すべきだということで、準ずるような形になっていますよね。

ただ、やっぱり有給と無給というのは大きな違いがあると思うんです。その辺りのところの説明をお伺いしたかったんですけども、もう続けて副市長にお尋ねします。この制度の導入で、これまた休暇・休業が保障されたことは、さきにも触れましたように私も大きな前進だというふうに思いますけれども、同じ休暇なのに職場の中に有給と無給の人がいるというのは、どう考えても不公平ですし、職員のモチベーションにも影響してくるように思います。同一労働・同一条件の原則からいっても、この会計年度の無給の休暇や休業を常勤と同じように有給にして格差を是正する必要があると思うんですけども、副市長はどうお考えか御所見をお伺いしたいです。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

先ほど総務課長が答弁したように、会計年度任用職員の休暇の取扱いについては、地方公務員法の規定に基づき、国の非常勤職員に準拠した形で整備されたものであるため、現行の無給の休暇を有給に変更することは困難であると認識しております。

なお、従前は年次有給休暇しか制度がありませんでしたが、忌引休暇や結婚休暇、妊婦健診に係る休暇、その他各種の有給休暇制度が導入され、利用しやすく実用上非常に有用なものと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 常勤職員に準ずるような形で非常勤も労働条件については合わせていくよという方針ですので、ならば無給の制度も有給にしたらどうですかというお話ですけども、なかなかやりましょうというね、市独自でどうこうということにならないのかもしれませんが、やっぱりそういう点もぜひ追求をしていていただきたいというふうに思います。市ができなければ国のほうへ要請するとか、そういう取組もぜひお願いしたい。

では次に、任用・任期に関わる部分ですけども、会計年度任用職員の任期は毎年の公募で原則任期は1年ということになりますが、人事評価等が良好であれば最長3年の更新ができるということになっているようです。3年間は仕事は続けられるというわけですけども、しかしその先については説明がないということで、アンケートの中でも仕事を失うという不安の声が上げられておりました。

総務課長にお尋ねします。3年後の任用の更新というのは可能なかどうか、また、更新ができないのであれば、その理由についてもお伺いしておきたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

平成30年10月に総務省から発出された会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルのQ&Aでは、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは原則2回までとしており、その際の能力実証の方法については、面接及び従前の勤務実績に基づき適切に行う必要があるとされていることを踏まえ、会計年度任用職員につきましては、1会計年度ごとに任用される職が原則で公募制が導入されているところではありますが、その職が1会計年度以降も存続し、任用される側も任用を継続希望する場合は必要な人事評価を行った上で、公募によらず継続は3年まで可能な制度としております。

3年が経過した後も、その職が存続した場合は新たに公募を行うこととなりますが、任用される側が継続を希望した場合は応募は可能でありますので、面談等の選考の結果、その方が選定された場合は、結果として3年後も継続して任用されることとなります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 人事評価、客観的な能力実証があれば3年間は延長すると、更新するということですが、過ぎた場合は一般の公募になって、またそこから始まりですよということですね。更新はないけれども3年後も公募により任用は可能ということですね。それで了解いたしました。

ところで、民間ですけれども、これは無期雇用への転換・5年のルールと、これ労働契約法の第18条にそういうルールがあって、同一の使用者の下で有期雇用、有期雇用いうたら期限付ですから非正規で5年以上働けば無期雇用、これ正規雇用のことです。本人が希望すれば転換ができるということになっています。最近それが施行されていますよね。

しかし、公務の場では、公務員の場は残念ながらこの労働契約法の18条が適用されておりません。となると自治体はこの非正規の職員を非正規のまま雇い続けてもよいということになるわけですが、しかし先ほどちょっとお話がありました。更新が3年までの規制がかかっているんですよね、基本的にはね。それはやはり公務の現場でもこの大原則の労基法や労働契約法を尊重しなければならないという縛りがあるんですよね、基本的にあるんです。私はそれはね、当然のことだと思うんです。本来公務の場でも5年間非正規で働けば本人の希望で正規雇用となる5年ルールが私は適用されるべきだというふうに思っています。

ですから労働契約法18条が公務の場は適用除外となっはいても、自治体は非正規の会計年度任用職員制度、この制度に頼るのではなくて必要な人員は常勤（正規）職員として積極的に採用して、この5年ルールを実績で積み上げていくということが私は必要ではないかなというふうに思っています。

そこで、職員の採用制度についてお尋ねしたいと思います。総務課長に本市の職員の採用制度の概要、試験内容とか受験資格等について、これも簡潔にお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

本市が現在実施している採用試験は、全職種共通の試験が高卒程度の教養試験、作文、面接であります。これに、受験者の職種構成によっては集団討論が加わる場合もあります。また、

以上の内容に職種により適性試験や体力測定試験が加わります。

なお、受験資格に関しましては、本年10月に実施いたしました採用試験における年齢要件は40歳未満、職務上必要な資格要件、例えば、保健師、保育士、介護員、消防職の救急救命士はそれぞれに必要な資格を必須としておりますが、学歴等の要件は特に定めておりません。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 職種によって中身は多少違いますけれども、一次・二次とかそういった試験を経てということになるようです。

アンケート調査の正規採用を希望するかどうかの設問をちょっと設けたんですが、全体ではおよそ2割の方が正規採用を希望しておりました。年代別で言いますと20代で47%、およそ半分、2人に1人ですね。30代で36%。当然若い人ほど正規採用を希望する割合が高くなっていますけれども、40代以上でも15%程度の正規採用を希望する声がありました。

この会計年度任用職員の皆さんに話を聞いた中で意外だったことは、正規採用を希望しているにもかかわらず採用試験を受けたくないとか、実際に受験しなかった方がいたんです。個々の事情はあるかもしれませんが、経験を積んで職員としての力量もあって正規採用を希望しているにもかかわらず、なぜ試験を受けないのか、ちょっと私も疑問に思って聞いてみたんですけれども、よく聞いてみますとですね、何回も受けているのに通らない、受けても落ちると思う、自信がないという声が返ってきました。一生懸命本市のために頑張ってきたのに何度受けても採用にならない、自信を失って諦めの気持ちになっているようで、こういった方が採用されずにいることは本市にとって大きな損失ではないかと思いました。

副市長にお尋ねします。公務員の採用というのは公開・平等の競争試験の成績によるというのが原則と聞いておりますけれども、臨時職員や会計年度任用職員の経験は言うまでもなくペーパーテストでははかれない資質であり、能力です。誰が見ても即戦力と言えますよね。この経験年数とか勤務年数、会計年度任用職員は人事評価で3年間のあれがありますけれども、そういったものが尊重される採用制度に本市も変えていくことはできないものか。副市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員御案内のように、市職員の採用試験につきましては、地方公務員法第18条の2において、採用職試験は人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で

公開されなければならないと規定されており、本市においても平等の条件で実施しているところでございます。

採用試験の内容につきましては、全国の自治体それぞれに特性があり、採用試験に当たって、前年度一次試験合格者は本年度に一次試験の免除や、建築士等の有資格者は一次試験において専門試験を免除し、教養試験と作文を実施、あるいは作文と基礎能力試験を実施している自治体もございます。

本市においては、一次試験では基本的に一般教養・適性検査等としており、他の自治体や県教委と試験内容は相違がございます。採用試験は平等が基本であり、特別枠として別途に募集する場合を除き、同一の採用試験において経験年数を尊重することは地方公務員法第18条の2に抵触するおそれがあることから、これらのことを踏まえ、研究してまいりたいとは考えております。なお、二次試験選考に当たっては、臨時職員の経験のある方については、その勤務の状況等は一つの参考資料とさせていただきます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 副市長の言うことよく分かります。

ただ、採用制度を変えるとんでも、今ほかの自治体でというお話がありましたけれども、経験者は一次試験を免除するとか、あるいは全て免除するとかね。清水は二次でそういうことを対応しているというお話でしたけれども、私は一次の教養試験ですね、これやっぱりちょっと考えたほうがいいんじゃないかなという。現場で頑張っておられる方は勉強する時間もなかなかないでしょうね。私、自分自身が臨時教員をやったときに、やっぱり現場に立つとね、難しいんですよ。試験の中のね、一般教養はね。これやっぱり軽減措置でいえば、一次試験の筆記試験、教養試験を免除するというようなことを、ぜひ検討していただければというふうに思います。制度の改変とんでもその程度のことですのでね。ぜひ、この点は考えていただきたい。

今言いました経験年数を尊重した採用制度というのは、さっき言いました無期雇用への転換・5年ルールを、それを公務に生かすということにもなろうかと思しますので、やっぱりそういう条件をぜひ備えていただければと思います。

参考までに申し上げますと、もう総務課のほうでも情報は収集していると思いますけれども、高知県の教員採用試験では、平成27年度より県内で臨時教員歴24か月以上ある臨時教員は一次審査の教職・一般教養、これを免除されることになっています。私、県教委へ直接問合せしました。なぜ免除できるんですかと言ったら、県教委は臨時教員の経験が教員に必要な教養

を担保すると考えられると。経験が教養を担保すると。そういう教養があるものだというふう
に考えられるということですね。それから臨時教員経験者の負担軽減のためだというふうに言
います。その2つの点で一次の免除をしたというふうに言いました。

以前は教職員の採用制度では考えられないことでした。それほど教員が減って何とか集めたい
ということだろうというふうに思いますけれども、私説明を聞いてね、これはもつともだと思
いました。県教委にそういうことができず本市にできないことはないということも思いま
した。

また、以前は本市においても臨時加算ですか、いつのことか知りませんが、そういう
話、テストの成績に何点か臨時の経験者の方については加算をしていたというようなね、随分
前の話のようですけれども、そういったこともお聞きしました。これは先ほど言ったような成
績主義や地公法の中の競争試験にはね、私反していないと思うんですよ。県教委にお話聞
いたときも、そういうふうな試験を免除するということはありませんけれども、ただ、採用に
ついてはね、経験をどうこうするということはありませんというふうに県教委の事務局はは
っきり言いました。だから採用そのものについては地公法の規定がありますからきちっと
やるけれども、前段の採用試験については免除するようなこともね、どこも今やっています
のでね、ぜひそれは検討していただきたい。二次試験と言わず、一次試験でそれをお願い
したいと思います。

さて、採用制度に関わって、特に保育士の採用について質問させていただきたいと思
います。

保育の問題、保育士不足と臨時職員の割合が非常に高い、清水は6割ですからね。これ
については2年前にも一般質問で取り上げさせていただきました。それ以降、保育士不足は
改善するということではなくて、さらに今深刻になっているというふうに聞いています。

そのような中で、この12月の広報に載せられていましたが、保育士の採用試験を1
月に実施するということですが、もう本当にこのお知らせを見ていい意味で驚きました。
それはこの10月の採用試験が受験資格を昭和56年生まれ以降の満40歳までというふう
にしていたのを、今度1月の試験は5歳引き上げて昭和51年生まれ以降の満45歳まで
というふうにしている。そういう受験資格で募集をかけています。今回については5歳
引き上げているということなんですけれどもね。この受験資格の年齢制限の緩和につ
いては私は保育現場で奮闘している会計年度任用職員の皆さんにも広く門戸を開く
ことになって大いに歓迎すべき制度の見直しだと、要件緩和だと思いました。年齢
制限の緩和に至った理由ですね、これ総務課長にちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

今年度実施した保育士の採用試験において、受験者数が想定より少なかったことを踏まえ、受験者数の増加を図る観点から各種の受験要件を見直す過程において、年齢要件の上限の引上げを行ったところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 保育士の希望が少なかったということですが、受験資格の要件緩和については、この保育士不足と臨時職員の割合が高い本市の課題を解決する方策として、私は大いに期待できるというふうに思っています。

副市長にお尋ねします。この受験資格の要件緩和ですが、5歳緩和したわけですが、さらにもう一步進めて、さらに5歳引き上げて満50歳までにするとか、あるいはこれについては撤廃するとか、また、採用になったら清水の場合は特に本市在住であること、本市に住むことという要件があるわけですが、これを取り外して近隣の市町村から通勤を認めるようにすれば、保育士の確保の可能性がもっと広がるように思うわけです。保育が保育士不足で非常に危機的な状況になっているというふうに聞いてますので、そういった点から言えば、要件緩和というのは大事になると思うんですけれども、副市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

受験年齢につきまして、職種により若干の違いはありますが、従前はおおむね30歳未満でありましたものを、公務員離れが言われる中、よりよい人材を採用することなどを目的に、おおむね40歳未満まで引き上げており、議員御案内のように年明けの1月実施予定の採用試験では、保育士・保健師の受験年齢を45歳未満まで引き上げているところでございます。

このたびの試験では、以前より15歳引き上げている状況であり、今後におきましても、過去の応募状況等や所管課の意見などを加味した上、総合的に判断してまいりたいと考えております。

また、住所要件につきましては土佐清水市に居住としておりますが、これは、市職員は災害対応をはじめ、急激な過疎化や少子高齢化が進行する本市にとって市内に居住して地域行事に参加するなど、市民と共に生活をしていただきたいなどの認識から規定をするもので、引き続き同様の取扱いとしてまいりたいと考えております。

以前、私が総務課長時代に高知新聞の特集記事に本市の採用試験に本市在住が要件になって

いることについて取材を受けたことがあり、そのときもただいま答弁した内容等を回答したところでありますが、記事には本市のことをレッドブックでいう希少生物という記載がありました。評価は様々あろうかと思いますが、私個人としてはおおむね好意的な評価ではないかと感じております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 保育士不足で私が聞きましたところ、待機児童が発生する可能性が高いという話も聞きました。ある市民の方からは、保育士の方で亡くなった方がおいで、そして同じ保育園で病気になった方がおいで、結局、園長が本当に何人も見ないかんというような状況になったというようなことも聞いています。今はもう解消されているようですけどもね、何か保育の現場がね、もう大変な状況だということをもまず前提にして、じゃあその保育士の確保をどうするかということが話をされなければならないと思います。そういったことはもう前提にして話をされて、年齢を上げたんだろうというふうに思いますけれども、ぜひ、現場の声を尊重して対応していただきたい。

ちなみに採用後の住居要件をしているのは、副市長かなり高く評価をしました。自己評価されておりますけれども、近隣では本市だけだということのようですので、ここは一番保育の現場を守るという点で、副市長・市長、ここ一番の決断をぜひ求めておきたい。もう保育士を確保すると、それを最優先課題でやるんだというぐらいの決意が要るのではないかというふうに思います。

総務課長にお尋ねします。会計年度任用職員制度が導入されて9か月たちましたが、この制度のよしあし、成果と課題というのは当事者の会計年度任用職員の皆さんが一番よく分かっています。制度の改善に向けて、皆さんの声を聴くために設けている制度・仕組みがあればお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 中津健一君自席）

○総務課長（中津健一君） お答えいたします。

先般、開催いたしました人事・給与制度検討委員会において、会計年度任用職員を対象にアンケート等が必要ではないかとの意見があったところであります。

会計年度任用職員制度を導入した初年度に当たる今年度は、導入後の効果、影響等を多角的に検証した上で、適正な運用につなげる必要があると考えており、その検証の一環として、現在任用されている会計年度任用職員の方を対象に、制度導入から約9か月が経過することとな

る年明けにアンケートを実施したいと考えておりますので、そのアンケートにおいて様々な忌憚のない意見や声を頂けるものと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ぜひ、それをお願いします。私提案をしたかったですけれども、アンケートを年明けに行うということで、ぜひお願いしたいんです。

ただ、その際に制度の改善につなげるという点では本音の声を聴かないかんとします。そのためには個人が特定されない手だてが求められます。職制を通じてアンケートを集めるということはね、これは駄目だと思います。どこか箱を設けて、投票箱みたいなね、そこへ無記名で、もちろん無記名ですけれども、いつでも自由に入れられる、そういうようなアンケートの形を取ったほうがいいと思います。上司や同僚への配慮なしの本音が聞ける仕組みづくりで、そういうアンケート調査をはじめ、皆さんの声を聴く機会をぜひ設けていただいて、ぜひ制度の改善につなげていただくことをお願いしておきたいと思います。

最後に市長にお尋ねいたします。この会計年度任用職員制度はそもそも公務の場で働く非正規職員を非正規のまま固定化するとともに、正規職員を非正規職員、会計年度任用職員に置き換えていくことができるようにするために創設された制度だと一言言えます。同一労働・同一賃金、同一条件を掲げながら、少しばかりの賃上げと休暇休業補償などで処遇を改善し、しかし、全体で見ると正規職員との格差は残したままの、言葉は悪いですがお茶を濁すような制度改正だと言わざるを得ません。

しかし、制度として動き始めた以上、この制度を市民の利益や福祉増進のために運用していくことは必要なことだと思います。制度運用のポイントは2つあると私は考えています。

1つ目は会計年度任用職員の労働条件を改善して、正規職員との格差を是正することです。

2つ目は正規職員を会計年度任用職員に置き換えないことです。制度の運用には、この2つの点に対して自治体の長がどう対応するかが鋭く問われていると思います。会計年度任用職員制度についての評価とその後の運用について、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほどより、総務課長・副市長も答弁しておりますが、会計年度任用職員制度につきましては本年度より導入され、まだ1年経過してはおりませんが、従前の臨時職員・非常勤職員の任用制度と比較して処遇は大きく改善したものと認識しております。

今後、運用の上での課題や問題点等の検証や、それに伴う改善が発生した場合につきまして

は検討してまいります、正規職員を削減し会計年度任用職員に移行することは、現在のところ考えておりません。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今の答弁でぜひ対応していただきたいと思います。公務は正規職員で対応するのが大原則です。正規職員を非正規の会計年度任用職員に置き換えないこと、そして会計年度任用職員の労働条件の改善と格差の是正に努めること、また、経験年数を尊重し、会計年度任用職員からの採用を実績で示していただくことを求めて、次の質問に移りたいと思います。

今日は全部終わらせようと思いつたのに、また時間がないなりまして、まちづくり課長、ちょっとはしょるところがあるかもしれません。申し訳ないです。

2つ目は9月会議でちょっと質問できなかった市営住宅の高台移転についての質問です。

市営住宅などの公営住宅は、憲法25条の生存権に基づいて、住居の確保に困っている低所得者に住まいを提供して、健康で文化的な生活を保障する、言わば命と暮らしを守るセーフティーネットとされています。市が管理するこの市営住宅が、このセーフティーネットとしての機能をしているかどうか。とりわけ想定される南海トラフ地震に対して、入居者の命と財産を守るものとして整備されているのか。そんな問題意識から質問させていただきます。

まず最初に、市営住宅の現状をお尋ねしようと思いましたが、これまた時間がかかりますので、実は通告した後、今日大体现状についての一覧を頂いておりますので、ちょっとそれを私のほうでまとめさせて報告させてもらって、後質問に移りたいと思います。

この頂いた資料によりますと、市営住宅の現状ですけれども、本市が管理している市営住宅というのは全部で364戸あると。そのうち募集を停止した家屋を除いた家屋で言うと、そのうちの9割が利用されているということです。そして、そこには市営住宅には高齢の皆さんが多く住んでおりまして、3割から4割ぐらいの皆さんが高齢者世帯と。65歳、75歳以上の皆さんだということです。

それから、この市営住宅につきましては、364戸のおよそ3分の1が耐震性のない住宅と。3戸に1戸が耐震性がないということ。そして7割が津波浸水域にある。さらに、耐用年数が過ぎて老朽化している住宅が72戸あるということです。これは直近の資料ですね。先ほど私頂いてちょっと見せていただきました。そういったところが市営住宅の現状だということのようです。

ところが、このような状況の下で南海トラフ地震が発生した場合、果たして市営住宅の入居者の命と財産を守ることができるのかどうか。とりわけ高齢の皆さんの命を守ることができる

のかどうかですね、大変心もとなく思うわけですが、市長にお尋ねします。南海トラフ地震に備える市営住宅の耐震化や津波対策、老朽化などの課題にこれまでどう対処されてきたのか。また、今後どう対応されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 数字につきましては、今、議員が言われたとおりであります、75歳以上の高齢者数及び世帯数が162人、91世帯、65歳以上の高齢者世帯は入居世帯全体の約36%を占めている状況でありまして、また、耐震化率、耐震性のある住宅というのは246戸、約78%、津波浸水域にある住宅というのは212戸ありまして、割合にして68%になっておりまして、そういう状況の中、まず、耐震性のない市営住宅につきましては政策空き家として募集を停止しております。

次に、津波対策といたしましては、浸水域にある市営住宅の入居者の皆様には市民の皆様同様にハザードマップを配布し、もしものときには速やかに高台へ避難していただくよう広報などで周知しているところであります。

また、老朽化対策といたしましては、市街地にある老朽化住宅の除却及び政策空き家を推進しながら、汐見町にある高知県の職員住宅を買い取り、入居者に移っていただくなどの事業を実施しております。一方、耐震性のある住宅につきましては、建物の長寿命化を図るために外壁等の改修工事を実施しておりますが、今後におきましても各団地別に課題を整理しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） いろんな対応を、耐震化、津波対策、老朽化にやっているんだというお話です。その中の耐震性がない市営住宅に関わって、これ118戸あるようですが、今市長お話がありました、政策空き家ということで貸出しを禁止しているようですが、実際はそのうちの6割の72戸ほどは今も貸し出され、市民が住んでいるというふうに聞いています。住んでいると聞いてますよ。これ、政策空き家やっているのは耐震化ができていない住宅全て。空き家政策を取っています。違うんですか。取ってますよね。耐震化をやっている住宅については118戸あって、これは基本的には空き家政策を取って貸し出さないということになっています。

ところがですね、この、間違ってますか。

○議長（永野裕夫君） 質問を続けてください。

○10番（前田 晃君） ところが、この政策空き家の部分ですが、6割の72戸は今

も貸し出され住民が住んでいると聞いています。

市長にお尋ねします。この貸出しというのは耐震性のない住宅であることを知りながら、家賃が安いとか住み慣れて都合がいいなど住人の意向があつて、住んでいる人の意向があつて貸し出しているというふうに聞いていますけれども、しかしこの耐震性がなくて、その上、津波浸水域にあり、そしてさらに老朽化した住宅ということになると、地震の際には最も危険な住居になってしまいます。

住民との合意の上で貸し出しているとしても、地震により被害が出て人命が失われるようなことになれば市の管理責任は免れないというふうに思うわけですが、この点について市長の御所見をお伺いしたいです。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど答弁いたしましたように、耐震性のない住宅については募集停止を行う措置を取っておりまして、募集停止とした住宅が所在する地域の区長さん・民生委員さん、こういった方たちには募集停止の理由を説明しております。併せて入居者に対しましても耐震性のある住宅への住み替え等について説明してきておりますが、募集停止とした住宅の入居者は、そのほとんどが単身の高齢者であり、買物や通院への不便さ、住み慣れた住宅への愛着、そして何よりも低所得者が多く、家賃が高くなることに対して問題がありまして、耐震性や浸水地域でありながらも継続して入居を希望しているのが実情であります。引き続き、耐震性のある住宅や浸水域以外の住宅への住み替えなどを勧めてまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） そういうことなんですよ。空き家政策取っているけれども、住み慣れているとか家賃が安いということで、今貸しているんですよ。だからこれ万が一の場合ね、市の管理責任が問われますよというようなお話を今私はさせてもらっているんですけども、貸さざるを得ないという状況も私よく分かるんです。でもやっぱりここは公営の市営住宅ということですから、民間の住宅に比べてもより強く厳しい管理責任が求められているというふうに思います。

この空き家政策の対象になっている危険な市営住宅の貸出しの問題というのは早急に解決すべきだろうというふうに思うんですけども、この空き家政策の問題も含めて、この市営住宅の諸課題を一気に解決するのが市営住宅の高台移転になるだろうというふうに思います。

さきの9月会議では時間不足でちょっとお話をようしませんで、移転についての市長の所見だけお伺いをしました。公の施設で必要なもの、緊急を要するもの、小学校、中学校、公民館

を先に上げた。じゃあ残りはということになったときに、今度は私は市営住宅がこの順番の俎上に上ってくると。まないたに上ってくるというふうに思うんですけども、いよいよこの高台移転についての市長、どのようにお考えかですね。その辺りをお尋ねしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 9月会議でも答弁いたしましたとおり、これまで優先順位をつけながら公共施設の高台移転を積極的に進めてまいりました。

市営住宅の高台移転につきましては、入居者の利便性や周辺環境等を考慮する必要があります。また、当然、財政面も含めて様々な条件があります。担当課でいろいろこれからの市営住宅の高台移転をどうするのかということも検討してまいりました。

今後必要となる住宅戸数、これも試算をしてきております。これについては人口減少や入居者の高齢化率、そういったものを年代別の人口に考慮する必要がありますから、そういったものを推計しますと、現在の空き家住宅のニーズ、それもまた考えれば将来的には現時点での耐用年数が未到達の戸数で充足するというふうな推計も出ているところではあります。先ほど言いましたように、そういった今後における人口の推移や市営住宅の充足率・需要数など、そういったものを総合的に考慮しながら、市の全体のまちづくり、そういった観点からも検討してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 必要な戸数について対応していくと。現状で足りるというようなお話ですけども、その安全性をぜひ追求していただきたい。もう時間ありません。

最後にまちづくり対策課長にお尋ねします。つい最近、国土強靱化のための5か年計画なんかも出ておりましたけれども、財政上の特例措置も含めた、こういった高台移転の財源になるようなものをちょっと御説明いただけますか。

○議長（永野裕夫君） 時間ですが、まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

本市は市営住宅の建て替え等を含めた公営住宅整備事業を国土強靱化計画に入れておりますので、市営住宅の建て替えに係る補助制度は国の社会資本整備総合交付金が対象となります。現位置での建て替えも高台への建て替えも同じ補助率2分の1となっております。また建築工事等の基幹事業の20%を上限として、除却費や用地購入・造成費も2分の1の補助となっております。

以上でございます。

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。時間が来ましたので終わります。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明12月15日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 3時17分 延 会